

# 八代市住民自治によるまちづくり 行動計画(後期)



# 目 次

I	策定の趣旨	1
II	求められる住民自治によるまちづくり	2
	1 まちづくりにおける協力・連携	2
	2 少子・高齢化の進行と人口の減少	2
	3 合併特例法に基づく特例措置が終了	3
III	八代市が目指す住民自治によるまちづくりとは	4
IV	前期計画での取り組み	5
V	後期計画の概要	6
	第1 八代市のまちづくりのビジョン	7
	第2 後期計画の位置付けと各種計画との関係	9
	1 八代市総合計画との関係	9
	2 各種計画との関係	9
	第3 後期計画の推進体制	10
	1 住民自治推進庁内検討会議での推進	10
	2 各部各課での推進	10
	3 全職員の参画	10
	4 総合的な政策マネジメントの導入・推進	10
	第4 計画の期間	10
VI	後期計画における役割分担	11
	第1 後期計画の施策と推進項目	12
	1 住民が主体的に取り組むもの	12
	2 住民と行政が協働で取り組むもの	13
	3 行政が主体的に取り組むもの	18
VII	7つの重点施策	20
	第1 財政的支援	20
	第2 行政の推進体制の整備	22
	第3 活動拠点の整備	25
	第4 コミュニティと行政の意識改革	28
	第5 組織の運営強化	30
	第6 協働意識の醸成	32
	第7 情報共有の推進	34
VIII	資料編	36

# I 策定の趣旨

昨今の地域社会は、少子・高齢化、核家族化、生活様式の多様化といった社会環境の変化によって、地域のコミュニティ環境が変わってきたことや、地域で解決することが難しい新たな課題が出てくるなど、様々な問題が生じています。

こうした問題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちをつくるためには、行政と市民の皆さんが一緒になってまちづくりを進めていくことが最も効果的と考えられます。

そのため、本市では市民と行政が果たすべき責任と役割を明確にし、対等な立場による住民自治によるまちづくりを進めるため、平成19年9月に「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定し、「加たって、語って、協働によるまちづくり」を基本理念として掲げました。

平成22年3月には、基本理念を実現するために、平成22年度から5カ年を計画期間とする「八代市住民自治によるまちづくり行動計画（前期）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

中でも、概ね小学校区単位を基礎とした地域協議会を市内全地域への設置を推進するとともに、これまで使い道や交付額が決まっていた補助金等を地域に一括交付するなど使途裁量権の拡大等を図ってきました。

平成26年4月には、市内全地域において地域協議会の設置が完了したことから、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は地域が決める、地域が主体的に運営していくための、さらなる施策の展開が必要となりました。

このようなことから、「加たって、語って、協働によるまちづくり」を推進していくため、平成27年度から平成31年度までの5カ年における具体的な施策を盛り込む「八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）」（以下、「後期計画」という。）を策定しました。

**地域協議会**：地域協議会とは、地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定及び活動機関です。市とは対等なパートナーとして、パートナーシップ協定を結んでいます。

**協働**：協働とは、目的だけでなく、目標を達成するための手段のことをいいます。それぞれの主体が相互の信頼と理解に立って、共通する目標に向かって協力していくことを指します。

## Ⅱ 求められる住民自治によるまちづくり

### 1 まちづくりにおける協力・連携

現在、まちづくりを進めるにあたって、各種団体の参加やボランティアの協力など、さまざまな形での積極的な市民の参加がみられます。

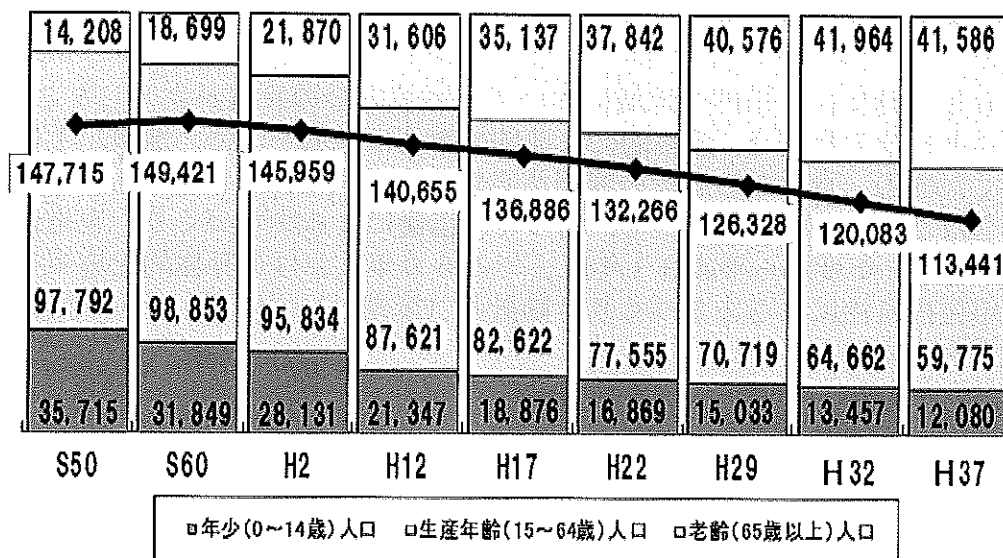
また、地域においても、自治会や各種団体などが主体となった地域活動が行われており、住民主体のまちづくりを進めていくために、市内21地域に「地域協議会」が設立されたところです。

一方、NPO法人については、福祉分野をはじめ、防犯防災、文化振興など、さまざまな分野における活動が増えており、平成26年3月末現在で、28団体が活動しています。

地域コミュニティを活性化させるためには、NPO法人やボランティア団体の創意工夫やノウハウを有効に活用することが望まれており、地域住民と協力・連携の中で地域の課題・問題に取り組むことが必要となります。

### 2 少子高齢化の進行と人口の減少

(単位：人)

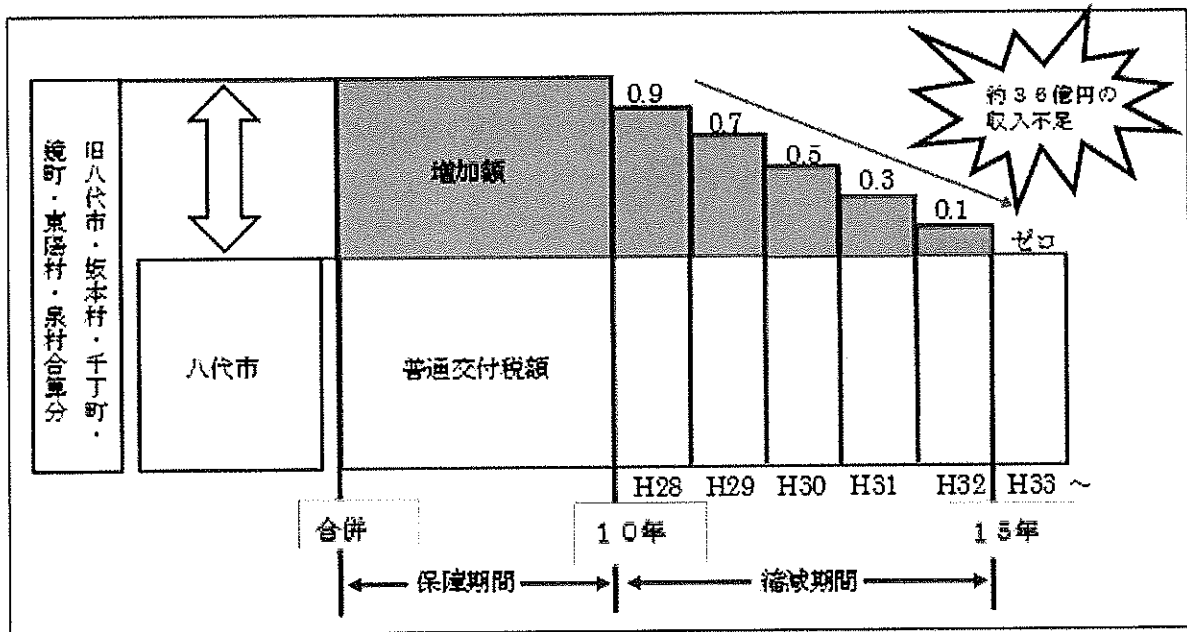


協働のまちづくりの必要性が謳われるようになった背景のひとつとして、全国的な少子・高齢化の進行があります。これは八代市でも例外ではなく、人口の減少が見られており、昭和50年から将来予測の平成37年を比べると23%減少することが予想されています。一方、65歳以上の老齢人口は2.9倍に増加し、年少人口は、6.6%減少すると推計されており、急速に少子・高齢化へ移行しています。

人口の減少による影響としては、税収の減少や少子・高齢化による地域活力の低下を招き、最終的には地域社会としての機能を失った限界集落が増え同時に社会資本の喪失も進行し、地方自治体が運営している学校や病院、コミュニティバス等の施設が廃止に追い込まれるなど、まさに悪循環ともいえる現象が起き、少子・高齢化の進行によって生み出される弊害はあまりにも大きいと言えます。

このようなことから本市の未来に向け、持続可能となるような地域社会を構築していくことが大きな課題となっています。

### 3 合併特例法に基づく特例措置が終了



八代市では、合併前の旧八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の1市2町3村が合併したことにより合併特例法に基づく「合併算定替」という特例措置を国から受けていますが、平成28年度から5年をかけて普通交付税の段階的削減が進められます。予定では、段階的削減が終了する平成33年度以降、平成25年度ベースと比較して3.6億円のマイナスとなることが見込まれています。

さらに、人口の減少や少子・高齢化等による地域社会の衰退に伴う住民税や固定資産税の減収などにより、様々な住民サービスを行うための財源不足が見込まれています。

そのため、更なる行財政改革に取り組む必要があります。



# 八代市が目指す住民自治によるまちづくりとは

地域に愛着があり、住みやすい地域とは、どんな地域でしょうか。「子どもが安心して遊び、学ぶことができ、お年寄りも不安を持たずに生活すること。」また、「普段からあいさつができて、何かあったときにはお互いに助け合えるご近所付き合いがある。」こんな地域ではないでしょうか。

## 地域の現状は・・・

人口減少  
と  
少子高齢化

ご近所の  
おつきあひ  
の減少

価値観や  
ライフスタイル  
の多様化

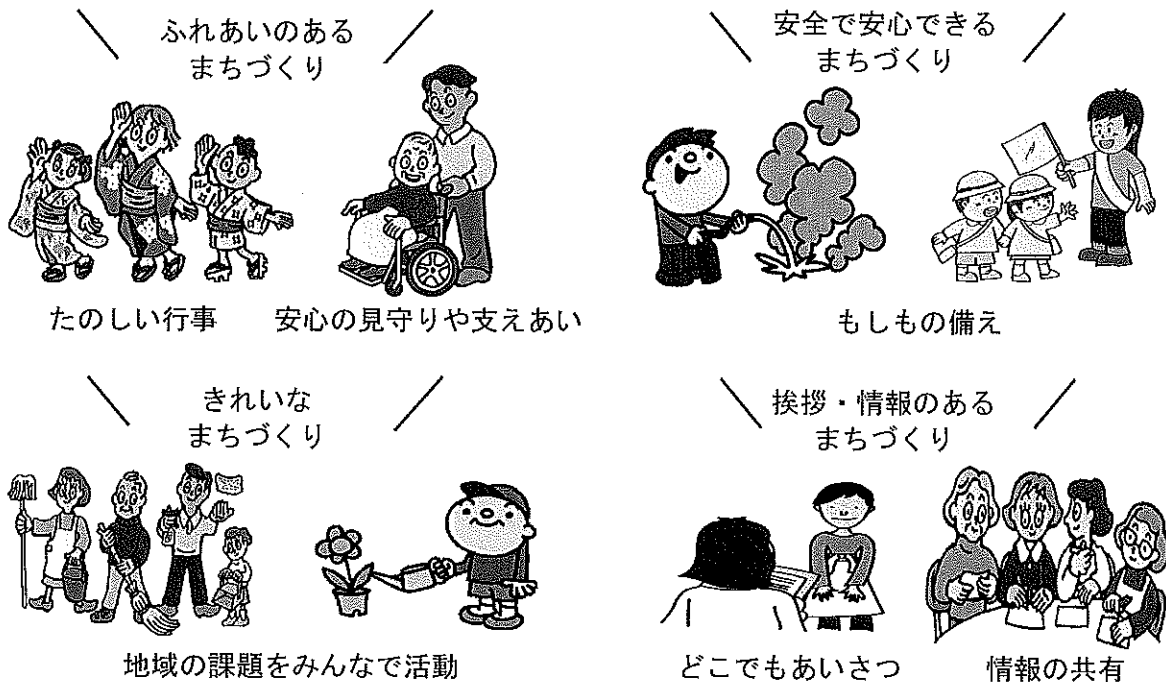
担い手不足  
固定化・高齢化

新しい課題への  
対応の限界

## 住民自治によるまちづくりへ・・・

地域に住む一人ひとりが、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力してこそ、愛着があり、本当に住みよい地域ではないでしょうか。「誰かがやってくれるだろう」「行政がやるべきだ」と言っている間に、地域の課題は膨らんでいく一方です。

住民一人ひとりがまちづくりについて考える、そして参加することが重要となります。



## IV 前期計画での取り組み(H22~H26)

### 1. 地域協議会設立支援

- ・地域協議会を設立するため、各地域に設立準備委員会が設置され、約1年かけて組織設立に向けた協議を行いました。
- ・前期計画では平成27年度までに全地域設立をめざしていたところ、1年前倒しですべての地域協議会が設立されました。

### 2. 行政組織の整備

- ・住民自治によるまちづくり推進のため、行政の窓口として市民活動支援課を設置し、さらに各地域に支援職員として地域アドバイザー、地域コーディネーターを配置しました。
- ・協働のまちづくりへの理解と意識改革を進めるため職員研修会を8回開催しました。
- ・全庁的に取り組む「住民自治推進庁内検討会議」を設置し、65回の会議を開催し、庁内における支援体制、計画の推進を図りました。
- ・先行地域における地域アドバイザー、地域コーディネーター間の情報の共有と課題解決を図るため担当者会議を設置し、協力体制の強化に努めました。



### 3. 補助制度の確立

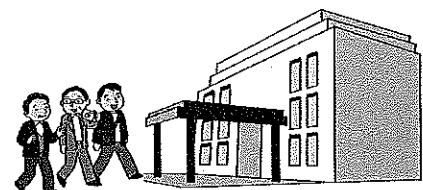
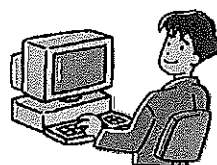
- ・これまで使い道や額が決まっていた補助金を地域に一括交付したことにより、地域内での用途裁量権の拡大と透明性が図られました。
- ・設立後の組織の運営に必要なパソコン、デジカメ等を購入するため「組織運営交付金」を交付したことで、事務作業の効率化が図られました。
- ・協議会の活発な自主活動を推進するために「地域協議会運営育成強化支援補助金」制度を設けたことにより、新たな取り組みが始まりました。

### 4. 自治意識の高揚

- ・地域協議会活動について、広報やつしろに特集記事を掲載し、協議会活動の周知と住民自治の啓発を推進しました。
- ・出前講座による住民自治の啓発を行い、自治意識の高揚が図られました。
- ・地域協議会の意見交換会を開催し、先行して立ち上がった地域協議会の活動についての発表や抱えている課題など、地域協議会同士の情報共有が図られました。
- ・まちづくりの意識と専門性を高めるために、各種講演会を実施し、地域のやる気と自主性・自立性を高めることができました。

### 5. 活動拠点施設の機能充実

- ・地域協議会の活動拠点として公民館等の施設に事務局を整備することで、協議会の事務機能の強化を図ることができました。
- ・地域における拠点施設を位置づけたことにより、これまで訪れることがなかった人が集まるようになりました。



## V 後期計画の概要

前期計画では、本市における協働の取組みや、現状と課題を踏まえ、コミュニティ領域の設定や協働のまちづくりを市民の皆さんと行政と一緒に進めていくための施策として位置付け推進してきました。

前期計画期間中、住民説明会やアンケート調査、さらに組織づくりを通じて、可能な限り市民の生の声の収集に努めてきました。

そして、そこからさまざまな課題が見えてきました。

情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政との情報共有が不足している。</li> <li>・地域のまちづくりの内容が知られていない。</li> <li>・具体的なビジョンを明確に示していない。</li> </ul>
人材育成の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の人に役割が集中している。</li> <li>・組織を担う後継者が育っていない。</li> <li>・ボランティアだけでは熱が入らない。</li> </ul>
組織運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の各種団体間の連携がうまく図られない。</li> <li>・組織内の機能が働いていない。</li> <li>・自治会の運営が大変である。</li> </ul>
協働によるまちづくりの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が集まるよう使い勝手のよい拠点施設が必要である。</li> <li>・地域の活動のための資金確保が必要である。</li> </ul>
自治意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、なぜ、まちづくりが必要なのか、今、地域が必要としているまちづくりが何か、課題は何があるのか等、さらなる啓発活動が必要である。</li> </ul>

後期計画は、「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ、地域協議会が自ら考え、自ら決定し実施できるような環境を整えるとともに、上記の課題解決を図るため、以下の7つの重点施策を盛り込みました。

また、住民自治を推進していくために必要な施策を体系化し、「住民が取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」及び「行政が取り組むもの」について明確に整理し、その上で地域住民が主体となった取組みを支えるための行政支援の内容をまとめています。

### 【重点施策】

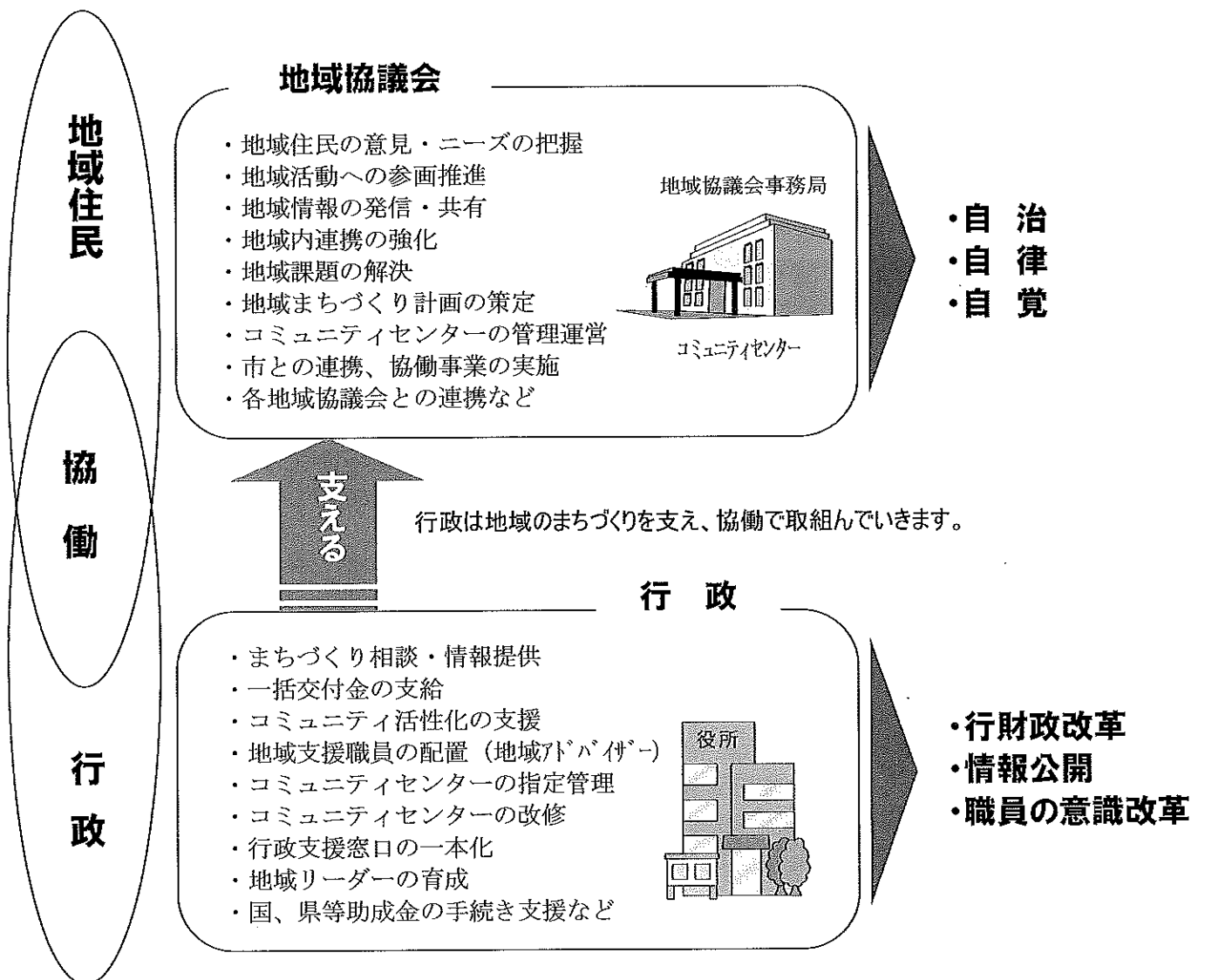
- 1 財政的支援
- 2 行政の推進体制の整備
- 3 活動拠点の整備
- 4 コミュニティと行政の意識改革
- 5 組織の運営強化
- 6 協働意識の醸成
- 7 情報共有の推進



## 第1 八代市のまちづくりのビジョン

# ～地域で考え地域で行動するまちづくり～

これからは、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は、地域で決め、地域が主体的に運営していく「地域の自律」に向けて、行政も協働で取組んでいきます。



※地域が持つ課題はそれぞれ異なります、やり方も進め方のスピードも違いますので、全市一斉に取り組むものではありません。地域で「よしやってみよう！」という声があがり、地域住民の皆さんが主体となって、十分に話し合いながら、後期計画期間内に進めていきます。

## ■これからのまちづくりの仕組み

### 地域協議会の役割

#### ○連携強化と実践

地域協議会の重要な役割として、地域のつながりを強める「連携の強化」と地域の新しい「課題の解決」などが主な取り組みとなることが考えられます。

#### ○情報の共有

後期計画期間では、より一層、地域内で連携が図られるように、地域住民の意見・ニーズの把握や地域活動への参加促進、地域情報の発信・共有を図っていきます。

#### ○まちづくり計画

地域づくりのビジョンを実現するために、取り組みの優先順位や実施時期、地域内の役割分担などを明らかにする「地域まちづくり計画」の策定を住民の皆さんが主体となって作っていく必要があります。

#### ○透明性の確保

地域における年間の予算と収入・支出を明らかにして、透明性と計画性を持って地域のまちづくりを実践していきます。

### 住民自治を支えるための行政支援

### 行政の役割

#### ○コミュニティセンター

公民館をコミュニティセンターに移行し、防犯、防災や環境衛生など、地域の課題や問題を、その地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうという「まちづくり活動」を実践するための拠点施設にします。

また、地域でのイベントやコミュニティビジネスの展開、話し合い、寄り合いの拠点として、地域住民の皆さんの使い勝手がよい施設にします。

#### ○地域支援職員

地域協議会を側面から支援し地域の自主性・自律性を図っていくため、地域支援職員（地域アドバイザー）をコミュニティセンターに配置します。

#### ○施設の管理運営

コミュニティセンターの維持管理や運営については、指定管理者制度を導入し、より一層、施設の有効活用を図りますが、指定管理者制度の導入は一斉に取り組みず、まずは、一部業務委託をしながら段階的に取り組むことができるようにしていきます。

#### ○財政支援

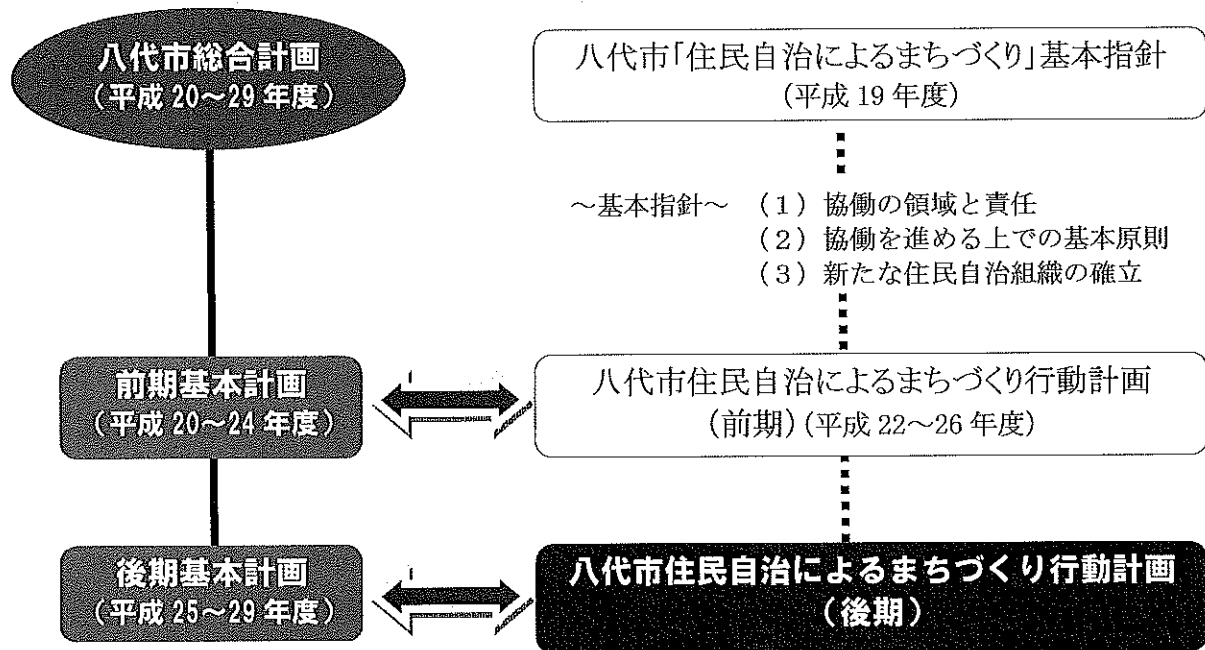
「地域協議会活動交付金」等を活用し、地域で重視したい事業や、地域課題の解決、事業の優先順位などについて、地域協議会で考えることができるよう支援していきます。

#### ○自主財源の確保

国・県等補助事業の活用やコミュニティビジネスの展開など、自主財源が確保できるように支援していきます。

## 第2 後期計画の位置付けと各種計画との関係

この後期計画は、八代市総合計画に位置づけられた「協働と住民自治の推進」を八代市「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき、推進していくための計画です。



### 1 八代市総合計画との関係

八代市総合計画は本市で最も上位に位置付けられる総合的な計画であり、平成25年度から向こう5年間の八代市総合計画後期基本計画を平成25年3月に策定しました。その計画推進の方策としては「市民と行政がともに歩むために」協働によるまちづくりの推進を大きく位置付けています。

総合計画に示した内容を踏まえ、市民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築き、市民の創意工夫によって、それぞれの地域の特性を活かした総合的なまちづくりを推進していきます。

### 2 各種計画との関係

各種計画の推進にあたっては、住民と行政が協力・連携のもと効果的・効率的な施策の展開が実施できるよう「協働によるまちづくり」を位置付けていきます。

- ・八代市行財政改革大綱
- ・八代市環境基本計画
- ・八代市地域福祉計画
- ・八代市障がい者計画
- ・八代市教育振興基本計画
- ・八代市男女共同参画計画

### 第3 後期計画の推進体制

これから示す後期計画の推進項目については、社会情勢の変化や制度の変更、住民ニーズの変化などを踏まえるとともに、地域協議会での状況に応じ、適宜見直しを図っていくため、行政組織内に専門部署を設け、さらに下記のような推進体制で取り組んでいきます。

#### 1 住民自治推進庁内検討会議での推進

住民自治推進庁内検討会議では、実効性ある計画の推進及び進行管理を行っていきます。また、必要に応じ専門部会を設置し、より一層の推進を図っていきます。

#### 2 各部各課での推進

各部各課においては、所管事項の推進方針や後期計画（目標値、スケジュール）を含めた具体的な取り組みを行っていきます。

#### 3 全職員の参画

後期計画の推進にあたっては、職員からの提言や意見に耳を傾け、施策に反映、見直し、改善を図っていきます。また、職員自らも市民活動や地域活動に積極的に参加し、住民との信頼関係の構築に努めていきます。

#### 4 総合的な政策マネジメントの導入・推進

【Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)機能を働かせます。】

後期計画は、毎年度、事業の評価を行い、その結果を事業や計画、さらには予算や組織の見直しなどに反映させるとともに、効果的・効率的な施策の展開に努めていきます。

### 第4 計画の期間

後期計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。前期計画期間での課題や問題点を整理し、より一層地域内の自治を推進していきます。

## 基本指針

行動計画（前期）5カ年

行動計画（後期）5カ年

平成22年度～平成26年度

平成27年度～平成31年度

## IV 後期計画における役割分担

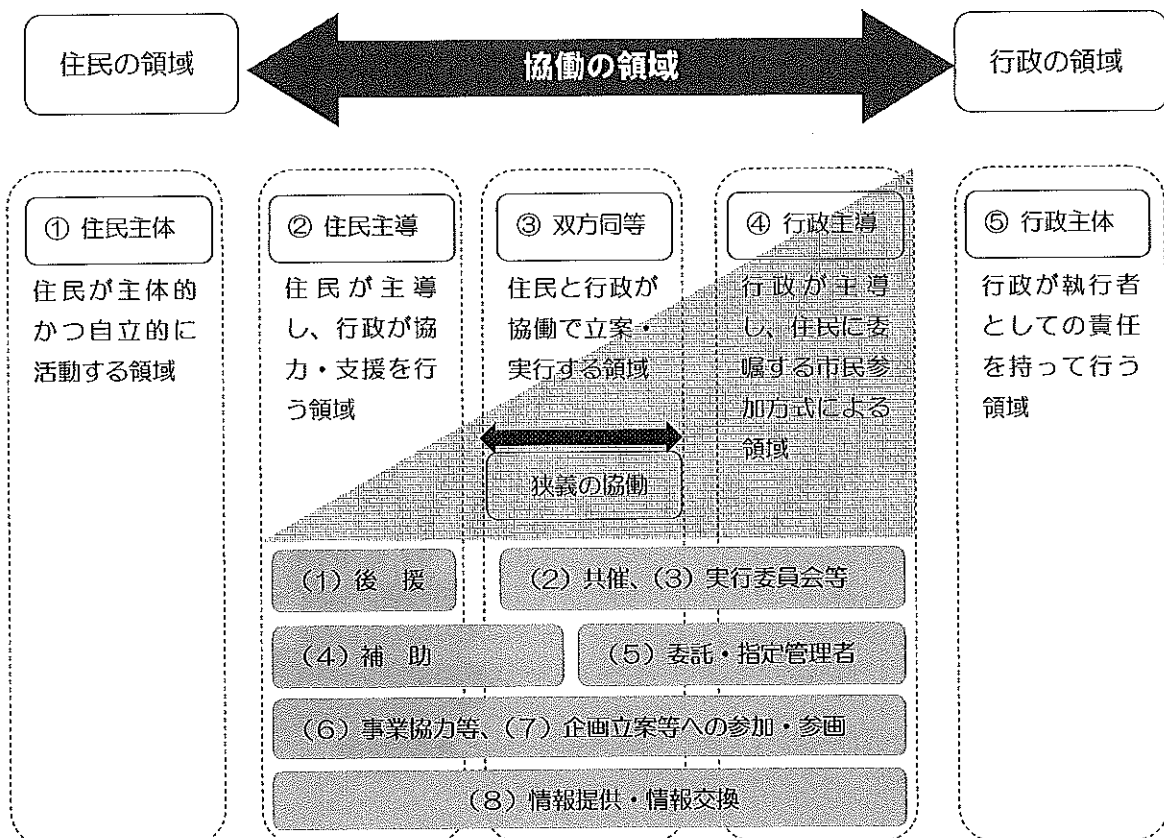
住民自治によるまちづくりのビジョンである「地域で考え地域で行動するまちづくり」を達成するために、住民と行政それぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係が必要となります。

そのため、「住民自治によるまちづくり基本指針」の施策体系を基に各部各課の事業をベースに積み上げた40の施策と207の推進項目を「住民が主体的に取り組むもの」「住民と行政が協働で取り組むもの」「行政が主体的に取り組むもの」に整理しました。

- 1 住民が主体的に取り組むもの
- 2 住民と行政が協働で取り組むもの
- 3 行政が主体的に取り組むもの

### 住民と行政の役割分担

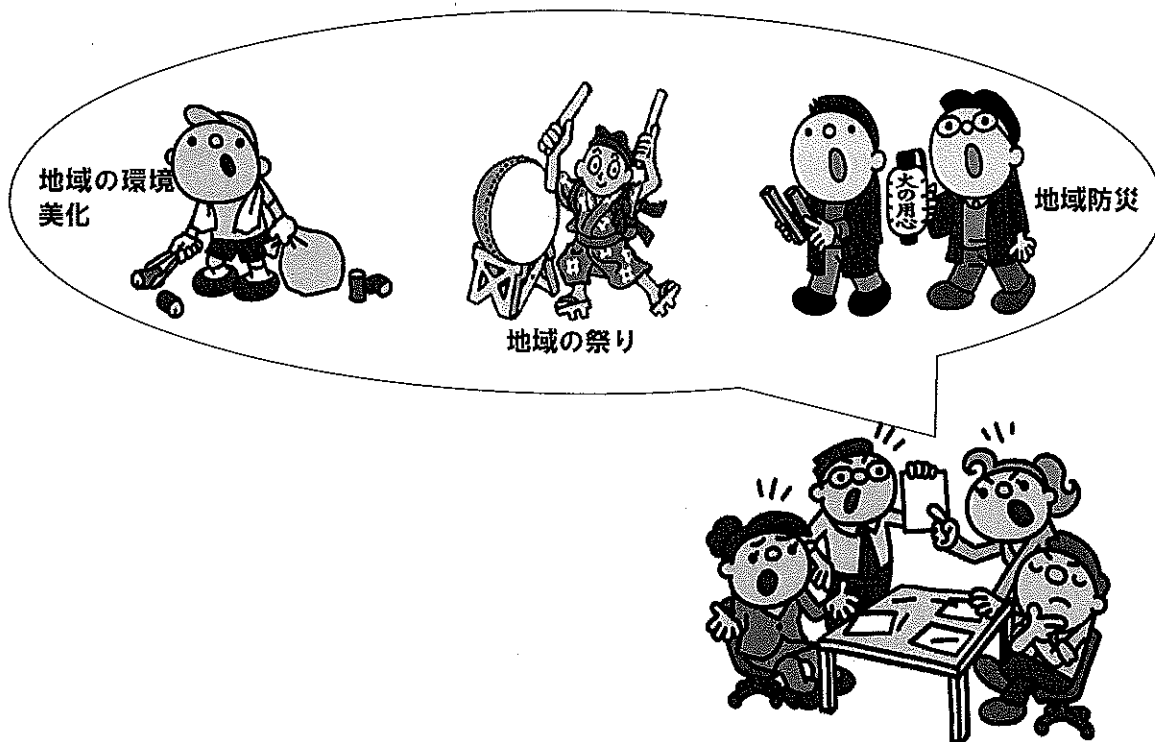
一般に、住民の役割、行政の役割ならびに協働の領域は下記のような図で整理できますが、協働の領域とそこにおける住民と行政の責任のあり方は、そのつど住民と行政が協議し、双方の合意で決めなければなりません。



## 第1 後期計画の施策と推進項目

### 1 住民が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
啓発の促進	広報活動の充実	(ア) 地域情報の発信 (イ) パブリシティの活用
	住民意識の高揚	(ア) 自治意識と相互扶助の啓発 (イ) 住民が参加しやすい環境の整備
	自治会と連携協力	(ア) 自治会長の負担軽減 (イ) 地域要望制度の活用促進
組織の確立	人材の発掘・養成	(ア) まちづくり人材の育成、養成 (イ) 女性及びシニア世代の経験や能力の活用
施設の運営	拠点施設活動内容	(ア) 管理運営機能の強化 (イ) 収益事業の展開
自主運営の促進	まちづくり計画(地域別計画)の策定	(ア) 地域住民による計画づくり (イ) 目標設定による進行管理



## 2 住民と行政が協働で取組むもの

方針	施策	推進項目
信頼される行政運営	市民に開かれた行政運営	
	(3) 地域情報化推進事業 (6) 選挙啓発事業 (7) 投票事務  (9) 国際化推進事業	(7) 地域情報化計画の推進 (7) 投票率の向上 (7) 投票所における投票管理者、投票立会人としての職務遂行  (4) 投票所における事務従事 (4) 市民主体の国際交流支援
協働事業の推進	誰もがいきいきと暮らすまち	
	(1) 人権啓発事業  (2) 人権センター事業  (3) 青少年育成事業  (4) 人権教育事業 (5) 男女共同参画推進事業  (6) 男女共同参画推進事業 (7) 市民活動啓発事業  (8) 予防接種事業 (9) 健康づくり啓発事業  (10) やつしろ歯の祭典 (11) 地域健康づくりの推進 (12) 食生活改善推進事業 (13) 母子保健推進事業 (14) 救急医療対策事業 (15) ファミリーサポートセンター事業 (16) 児童虐待防止事業 (17) 子ども・子育て支援事業計画の推進 (18) 放課後児童健全育成事業  (19) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (20) つどいの広場事業（こどもプラザ分） (21) 地域子育て支援センター事業 (22) 私立保育所等保育委託事業	(7) 人権セミナーの開催 (4) 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催 (7) 情報誌発行 (5) 人権啓発センターの機能充実 (7) 市民人権サポーター育成講座の開催 (4) 指導者育成セミナーの開催 (7) 社会を明るくする運動の実施 (4) 青少年指導員の活用 (7) 社会教育における人権教育の推進 (7) いっそDEフェスタの開催 (4) 情報紙の発行 (7) セミナーの開催 (7) 市民活動促進に関するセミナー等の開催 (4) 市民活動情報の発信 (7) 予防接種の広報・勧奨を行い接種率を高める (7) ふれあいフェスタの開催（社会福祉協議会との共催）  (7) 歯科医師会との共催 (7) 地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助 (7) ボランティア（ヘルスメイト）の育成と活動の拡大 (7) 各種母子保健事業を実施し、母子の健康増進を図る (7) 救急医療に関し、市民の視点に立って評価を行う (7) 会員の募集及び育児の援助活動の促進  (7) 要保護児童を取り巻く地域の関係機関等との連携 (7) 子ども・子育て支援事業計画の推進及び評価  (7) 保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童への適切な遊び及び生活の場の提供 (7) 一時的に日常生活に支障が生じた場合や生活に不安定な場合のひとり親家庭に対し家庭支援員を派遣 (7) 子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る常設の場の開設 (7) 地域の子育て家庭に対する育児支援  (7) 家庭での保育に欠ける児童の保育を私立保育所に委託して実施

方針	施策	推進項目
	(23) 公立保育所運営事業	(7) 家庭での保育に欠ける児童の保育を公立保育所に委託して実施
	(24) 管外公立保育委託事業	(7) 家庭での保育に欠ける児童の保育を市外の公立保育所に委託して実施
	(25) 地域福祉計画の推進	(7) 地域福祉活動の推進 ・人材育成 ・組織、団体の支援
	(26) 民生児童委員関係事業	(7) 民生委員活動経費等
	(27) 障がい者計画の推進	(7) 障がい者計画の策定及び計画実施に対する評価
	(28) 障がい者社会参加促進事業	(7) 障がい者スポーツ大会の開催
	(29) 相談支援事業	(7) 障がい者支援協議会の設置
	(30) 災害時要援護者避難支援計画	(7) 個別計画
	(31) 介護保険事業計画策定	(7) 広報紙、ホームページの活用及びアンケート実施
	(32) 介護予防事業	(7) ボランティア（筋ベル会）の育成と活動の拡大
	<b>郷土を拓く人を育むまち</b>	
	(1) 教科指導及び教材充実事業	(7) 総合的な学習時間をはじめ特色ある学校づくりを推進
	(2) 学校評議員事業	(7) 保護者や地域住民などの教育に関して理解や識見をもつ方のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じ校長が行う学校運営に関し、意見をのべる
	(3) 通学路等安全対策事業	(7) 学校安全ボランティアの組織化の推進
	(4) 教育研究校推進事業	(7) 子どもの体力向上に係る実践活動 (4) 食育に関する体験活動
	(5) 不登校児童生徒の適応指導事業	(7) 不登校児童生徒に対する専門的な適応指導の実施
	(6) 青少年体験活動	(7) さかもと青少年センター等において野外体験、宿泊体験等を実施
	(7) 放課後子ども教室	(7) 住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施
	(8) 公民館活動事業	(7) 地域公民館講座
	(9) 生涯学習推進事業	(7) 家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援
	(10) 地域スポーツ振興事業	(7) 総合型地域スポーツクラブの設立
	(11) 生涯スポーツ活動推進事業	(7) 市民体育祭の開催
	(12) スポーツ施設管理運営事業	(7) 多様化する利用者のニーズに対応
	(13) スポーツ施設予約案内システム運営事業	(7) 施設利用予約の利便性の向上
	(14) 八代市文化振興計画の推進	(7) 各文化施策の進行管理
	(15) 文化団体助成金	(7) 文化団体の活動支援
	(16) 文化財保護委員会費	(7) 適切な文化財保護の推進
	(17) 指定文化財保存管理事業	(7) 各種文化財の保存・活用
	(18) 伝統文化財保存事業	(7) 伝統文化財の保存・伝承・活用
	(19) 文化行事の開催	(7) 各種文化の振興
	(20) 文化財保護啓発事業	(7) 市民の文化財保護への意識啓発
	(21) 文化財建造物調査事業	(7) 市民の文化財への関心を高める
	(22) 特別展覧会事業	(7) 歴史や美術に関するすぐれた資料・作品の展示公開ならびに講演会活動
	(23) 読書活動運営事業	(7) 読み聞かせ機会の確保



<b>方針</b>	<b>施策</b>	<b>推進項目</b>
-----------	-----------	-------------

**安全で快適に暮らせるまち**

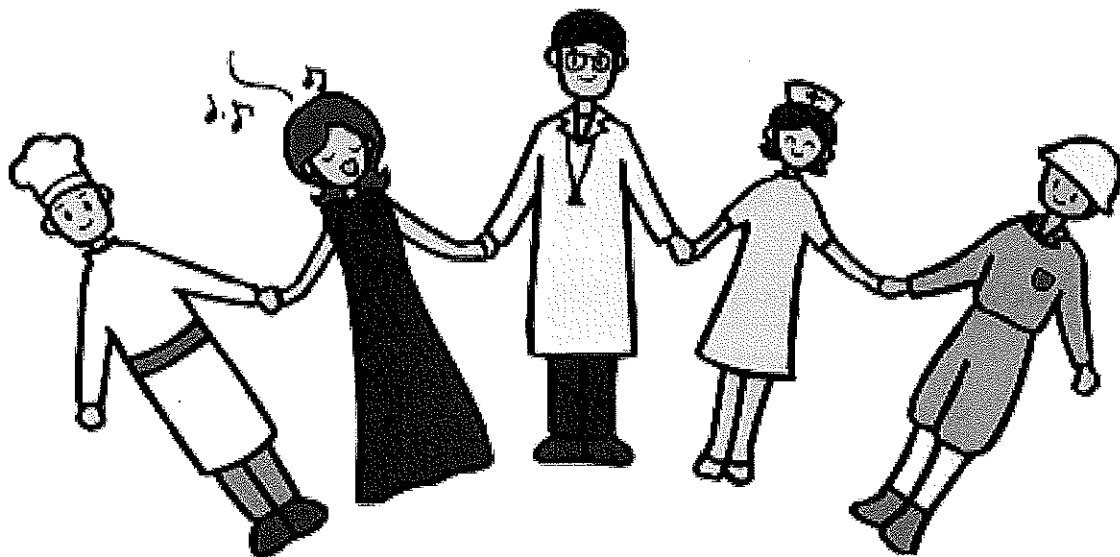
- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画推進事業</li> <li>(2) 市営住宅ストック総合改善事業</li> <li>(3) 道路整備事業<br/>道路維持事業<br/>橋梁整備事業<br/>都市下水路整備事業<br/>河川改修事業</li> <li>(4) 土地区画整理審議会の開催</li> <li>(5) 下水道施設整備事業</li> <li>(6) 交通安全啓発事業</li> <li>(7) 防犯団体支援事業</li> <li>(8) 防災意識の高揚及び防災力の充実</li> <br/> <li>(9) 防災対策事業</li> <li>(10) 身近な相談員育成事業</li> <li>(11) 消費者意識啓発の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 都市計画審議会</li> <li>(イ) 住民への周知、説明</li> <br/> <li>(ウ) 公共工事への理解と協力</li> <br/> <li>(エ) 八千把地区土地区画整理事業</li> <li>(オ) 下水道工事への理解と協力</li> <li>(カ) 交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚</li> <li>(キ) 地域防犯団体による安心・安全な街づくりの推進</li> <li>(ク) 住民参加型防災訓練の実施<br/>総合防災訓練への参加</li> <li>(ケ) 自主防災組織の結成促進、自主防災会連絡協議会の運営</li> <li>(コ) 避難行動要支援者の避難支援</li> <li>(サ) 災害時の応急活動</li> <li>(セ) 消費者被害見守りネットワークの構築</li> <li>(ゼ) 消費者教育の推進</li> <li>(イ) 消費生活に関する情報提供</li> </ul> |
|---|--|

**豊かさにとぎわいのあるまち**

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 担い手育成事業</li> <li>(2) 中山間地域振興事業</li> <br/> <li>(3) 農業基盤整備事業</li> <li>(4) 農地・水保全管理支払交付金事業</li> <li>(5) 農業施設維持管理事業</li> <br/> <li>(6) 湛水防除事業</li> <li>(7) 栽培漁業振興事業</li> <li>(8) 市内管理漁港維持管理事業</li> <li>(9) 水産物供給基盤機能保全事業</li> <li>(10) 有害鳥獣被害対策事業</li> <br/> <li>(11) 林道整備事業</li> <li>(12) 八代くま川祭り事業</li> <li>(13) 全国花火競技大会事業</li> <li>(14) 九州国際スリーデーマーチ事業</li> <li>(15) さかもとふるさとまつり事業</li> <li>(16) せんちょういぐさの里まつり事業</li> <li>(17) ふる郷愛鏡祭事業</li> <li>(18) 東陽しょうがまつり事業</li> <li>(19) 平家いずみお茶まつり事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域農業の担い手を育成</li> <li>(イ) 中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する</li> <br/> <li>(ウ) 農道、用排水路等の農業施設整備の促進</li> <li>(エ) 地域ぐるみで行う活動に対する助言、指導（履行確認等）や事業費の間接的支援</li> <li>(オ) 排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。（樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等）</li> <li>(カ) 市管理の排水機場の維持管理</li> <li>(キ) クルマエビ、ヒラメ、アユ等放流</li> <li>(ク) 漁港及び船溜りの施設整備</li> <li>(ケ) 漁港施設の老朽化状況の診断及び機能保全工事の実施</li> <li>(コ) シカ、イノシシ及びカラス等による農林産物の被害の報告</li> <li>(サ) 市民参加型の整備</li> <li>(セ) 八代くま川祭り振興会との連携</li> <li>(ゼ) やつしろ全国花火競技大会実行委員会との連携</li> <li>(イ) 九州国際スリーデーマーチ実行委員会の活用及び大会参加者との連携</li> <li>(ウ) 坂本ふるさとまつり運営委員会との連携</li> <li>(エ) せんちょういぐさの里まつり実行委員会との連携</li> <li>(オ) ふる郷愛鏡祭実行委員会との連携</li> <li>(カ) 東陽しょうが祭運営委員会との連携</li> <li>(キ) 平家いずみお茶まつり実行委員会との連携</li> </ul> |
|--|---|

方針	施策	推進項目
	(20) 中心市街地活性化対策事業 (21) 工業振興補助助成事業 (22) サンライフ八代管理運営事業 (23) 働く婦人の家管理運営事業 (24) 八代港ポートセールス事業 (25) 八代港振興事業 (26) みなと八代フェスティバル事業 (27) クルーズ客船誘致事業	(ア) まちなか活性化協議会との連携 (イ) こども科学フェアの開催 (ロ) 事業の充実、施設の適正な管理運営を行う (ハ) 指定管理者による事業の充実、施設の適正な管理運営を行う (ニ) 荷主企業及び商社訪問 (ホ) 国・県などの関係団体と連携 (ヘ) フェスティバルの開催 (ト) 旅行代理店及び船会社訪問
	<b>人と自然が調和するまち</b> (1) 環境学習推進事業 (2) 環境美化活動推進事業 (3) 環境パートナーシップ推進事業 (4) ごみ減量化対策事業 (5) 廃棄物処理対策事業 (6) 敷川内環境整備事業 (7) 分別収集事業 (8) ごみ収集管理事業 (9) 資源物集積所巡回指導事業	(ア) 市民への環境学習の推進 (イ) 「きれいなまちづくり協定」締結団体に対する活動支援 (ロ) 市民・市民団体、事業者、市など多様な主体の参画・交流 (ハ) 生ごみたい肥化容器等の購入費用の一部助成 (ニ) 一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進 (ホ) 段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化の普及促進 (ヘ) マイバックキャンペーンの実施 (ト) リサイクル推進協力店の認定 (チ) 市民からの不法投棄等の情報収集 (リ) 敷川内環境保全用地の除草業務 (ニ) 分別品目の統一・拡大を図る (ホ) 分別指導員講習会の実施 (ヘ) ごみ出し及び分別ルールの啓発 (ト) 市職員による資源物集積所巡回指導の実施
<b>役割の明確化</b>	<b>協働によるまちづくりに関する条例の制定</b>	(ア) 条例の制定
<b>情報の共有</b>	<b>地域情報の提供</b>	(ア) 情報交換会の開催 (イ) 地域協議会連絡会議（仮称）による情報共有化
<b>啓発の促進</b>	<b>広報活動の充実</b>	(イ) 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページの活用 (ロ) SNSの活用 (ハ) 地域協議会ホームページ等の運用
	<b>住民意識の高揚</b>	(イ) 伝統文化の継承発展と世代間交流
	<b>自治会との連携協力</b>	(イ) 自治会加入促進 (ロ) ガイドブックの作成 (ハ) 自治会連合会等の設置支援 (ニ) 地域とマンション（集合住宅）との共生

方針	施策	推進項目
組織の確立	コミュニティ範囲の設定	(ア) コミュニティ間の調整
	人材の発掘・養成	(イ) 協働に関する研修会等の実施
	関係機関との連携	(ア) 既存組織の有効活用 (イ) 企業との連携強化
	市政協力員との関係	(ア) 市政協力員制度の見直し (イ) 市から市政協力員への提案・依頼のあり方 (ウ) 地域協議会との連携 (エ) 地域協議会と行政の合意形成のあり方
自主運営の促進	コミュニティビジネスの促進	(イ) 地域ニーズの掘り起こし



### 3 行政が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
信頼される行政運営	市民参加による開かれた行政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 総合計画の進行管理</li> <li>(7) 予算編成情報・財政状況の情報提供</li> <li>(7) パブリックコメント制度</li> <li>(7) 監査報告のホームページの活用</li> <li>(7) 国際理解と外国人支援事業</li> <li>(7) 国際交流事業補助金制度</li> <li>(7) 情報提供</li> </ul>
	行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行財政改革推進事業</li> <li>(7) 市民目線の行財政改革の推進</li> <li>(4) 行財政改革推進計画進捗状況の公表</li> <li>(9) 外部評価の実施</li> <li>(7) 指定管理者制度の導入</li> <li>(4) 「窓口業務等の民間委託」の推進</li> <li>(7) パートナーシップ協定の履行確認</li> </ul>
役割の明確化	パートナーシップ協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 機運を高める</li> <li>(4) 市民参加型の整備</li> </ul>
	協働によるまちづくりに関する条例の制定	
情報の共有	行政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 住民説明会の実施</li> <li>(4) 出前講座の充実</li> <li>(9) まちづくり活動支援ガイドブック</li> <li>(2) 情報公開と透明性の確保</li> </ul>
啓発の促進	広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 市民トークや市長への手紙等の活用</li> </ul>
組織の確立	コミュニティ範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 地域協議会連合会の設置</li> </ul>
	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 行政機関への手続き支援</li> </ul>
	行政組織の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 専門部署の機能充実</li> <li>(4) 拠点型まちづくりセンターの位置付け</li> <li>(9) 拠点型まちづくりセンターの促進機能</li> <li>(2) 地域支援職員（地域アドバイザー）の配置</li> <li>(4) 職員へ地域情報提供</li> <li>(4) 職員研修の充実</li> <li>(3) 職員の意識改革</li> <li>(7) 職員の市民活動参画推進と職員の経験・能力の活用</li> <li>(7) 協働に関する推進体制の機能充実</li> <li>(2) 地域内分権の推進</li> </ul>

方針	施策	推進項目
施設の運営	活動拠点施設の機能充実	(ア) コミュニティセンターへ移行 (イ) コミュニティセンターの改修 (ウ) コミュニティセンター使用料
	拠点施設活動内容	(イ) 指定管理者制度の導入 (ウ) 生涯学習の推進展開
自主運営の促進	住民主体のまちづくり強化	(ア) 事務運営マニュアルの整備 (イ) 地域リーダー養成研修会の実施
	まちづくり計画の策定	(ウ) まちづくり計画策定支援
	市民活動保険制度	(ア) 全国市長会市民総合賠償補償保険の周知 (イ) 公益活動に対する保険制度の検討
	コミュニティビジネスの促進	(ア) 啓発活動 (ウ) ビジネスモデル検討委員会設置の検討
権限・財源の移譲	住民自治活動支援制度(補助金一本化)	(ア) 地域協議会活動交付金
	組織運営における支援制度	(ア) 新たな支援制度の創設 (イ) 地域協議会連携活動への支援制度の創出 (ウ) がまだしもん応援事業 (エ) 国・県等補助事業の活用促進 (オ) 物的支援
	協働委託の促進(委託業務)	(ア) 行政提案型協働事業の創出

# IV 7つの重点施策

## 第1 財政的支援

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
住民自治活動 支援制度 (補助金一本化)	(7) 八代市地域協議会活動交付金	地域住民の自己決定・自己責任での補助活動が行えるよう、事務事業の見直し等を行いながら、一括交付金の拡充を図る。	市民活動支援課	○				→
組織運営における支援制度	(7) 新たな支援制度の創設	地域の元気を創出し、地域協議会のやる気の応援と、独自の発想、地域の特性に応じたまちづくりが実施できるよう、「コミュニティ活動活性化補助金」を創設する。併せて、継続的な支援ができるよう基金などの創設を検討する。	市民活動支援課	○				→
	(イ) 地域協議会連携活動への支援制度の創設	それぞれの地域の範囲を超えた取り組みに対する支援を行う制度をつくり、地域力の底上げにつなげるとともに、コミュニティ範囲の見直しを推進する。	市民活動支援課	◎				→
	(ウ) がまだしもん応援事業	地域課題について市民活動団体から豊かな発想を活かした事業提案を募り、行政と役割分担しながら課題解決のための事業を実施する。	市民活動支援課					→
	(エ) 国・県等補助事業の活用促進	地域協議会が自主的・主体的な活動を行う財源として、国県補助金事業のほか、宝くじ助成金等を積極的に活用する。	市民活動支援課					→
	(オ) 物的支援	地域協議会の自主的・主体的な活動を支援し、行政と協働によるまちづくりを推進していくため、市が所有する車両、備品等の貸し出しを行う。また現在、各地域協議会が所有している備品等について、貸出し一覧(有償等)を作成するなど連携強化に努める。	市民活動支援課	△	○			→
	協働委託の促進 (委託業務)	(7) 行政提案型協働事業の創出	各課が抱えている課題解決にあたり、市民活動団体等と行政との協働により、効果・効率的な解決が期待できる事業について広く市民へ提案を行い、市民のアイデアやノウハウを募り、協力して解決していくことのできるような仕組みを構築する。	該当課	△	○		

※①「△」・・・調査、検討、準備の場合、②「○」・・・一部実施、試行の場合  
 ③「◎」・・・実施、達成、終了の場合、④「→」・・・継続して推進する場合  
 ⑤「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

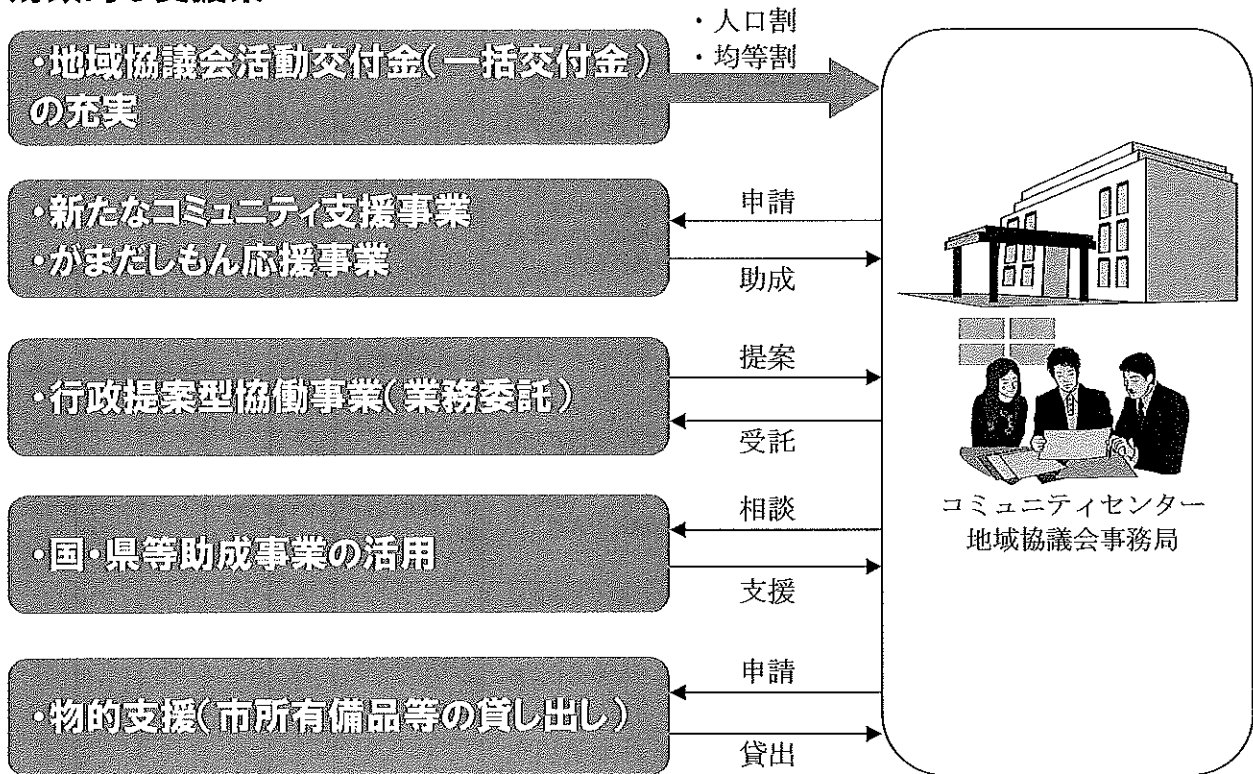
各種団体等に交付してきた補助金等の見直しを行い、地域の自主的・主体的な取り組みの充実と地域課題への対応ができるよう地域協議会活動交付金の拡充を図ります。

また、地域の積極的なまちづくり活動を支援することを目的として、組織運営に対する新たな支援制度の創設を図り、継続的な支援ができるよう基金などの創設を検討していきます。

さらに、地域が自主的に収益を上げることができるよう、市の業務の中から地域協議会等へ委託可能な業務を抽出し、委託事業のメニュー化を図り、行政提案型協働事業を推進していきます。

地域住民の自主的な公益活動を広げていくため、市や各地域協議会が所有する備品等が効果的に活用されるよう貸し出しできる環境を整えます。

### 財政的な支援策



## 第2 行政の推進体制の整備

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
行政組織の確立	(ア) 専門部署の機能充実	市役所本庁にコミュニティ総合窓口（市民活動支援課）をおき、各地域協議会のコミュニティ活動が活発になるように、行政内部の各課と連携を図り、情報提供を行う。	市民活動支援課					→
	(イ) 拠点型まちづくりセンターの位置付け	さまざまな分野で活動している市民活動団体、各種団体、地域協議会、企業等をはじめ、自らがまちづくりを行うために利用できる拠点施設の位置付けを検討する。	市民活動支援課	○	○	◎		
	(ウ) 拠点型まちづくりセンターの促進機能	市民活動団体、地域協議会等の活動情報を収集・提供していくとともに、住民自治や生涯学習、市民活動に関する相談、人材育成、研修等ができるよう検討する。	市民活動支援課	△	△	△	◎	
	(エ) 地域支援職員（地域アドバイザー）の配置	地域協議会を側面から支援し地域の自主性・自律性を図るため、各地域協議会に担当職員として、地域アドバイザーを配置する。 コミュニティセンター指定管理者制度導入、または後期計画期間後は、段階的にいくつかの地域を担当する地区担当職員制度へ移行を図る。	人事課 市民活動支援課	○	◎			→
	(オ) 職員へ地域情報提供	各地域協議会のイベント情報などを職員へ情報提供し、イベントへの参加を促す。	市民活動支援課	◎				→
	(カ) 職員研修の充実	より住民に近い視点で行政運営ができるよう、関係部署との連携を図りながら研修内容を検討し、「地域住民と協働」ができる職員の育成を図る。	人事課 市民活動支援課					→
	(キ) 職員の意識改革	市民参画、市民協働に関する職員研修会を実施する。 また、職員も地域住民の一員として、地域のまちづくりに率先して参加するよう働きかける。	人事課 市民活動支援課	◎				→
	(ク) 職員の市民活動参画推進と職員の経験・能力の活用	職員の市民活動参画を促進するとともに、その活動で職員の保有する経験や能力を活用できるよう、より参画しやすい環境の整備を図る。	人事課	○				→
	(ケ) 協働に関する推進体制の機能充実	市役所各部署の市民協働を全庁的に推進する必要があるため、住民自治推進庁内検討会議にて連絡調整を行いながら検討を進める。	市民活動支援課	◎				
	(コ) 地域内分権の推進	地域の独自性が最大限発揮できるよう地域内分権を推進し、地域で決めた事柄は地域が責任を持ち、住民に身近なところで課題解決ができるような仕組みを構築するように支援する。	市民活動支援課					→



施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H27	H28	H29	H30	H31	
コミュニティ ビジネスの促進	(7)啓発活動	地域活動をビジネスとして考える機会をつくり出すため、各種啓発活動を行う。	市民活動支援課						→
	(イ)地域ニーズの掘り起こし	地域ニーズの掘り起こしを住民と協働で行い、各種情報を地域協議会へ効果的に提供をする。	市民活動支援課						→
	(ウ)ビジネスモデル検討委員会設置の検討	地域課題、住民ニーズをビジネスの手法(受益者負担、一定のコスト負担)を用いて解決するために、行政、協議会、専門家、実践者等で構成する「ビジネスモデル検討委員会(仮称)」を設置し、取り組み可能なビジネスモデルを選定し、提示する。	市民活動支援課	△	△	○			→

※①「△」・・・調査、検討、準備の場合、②「○」・・・一部実施、試行の場合  
 ③「◎」・・・実施、達成、終了の場合、④「→」・・・継続して推進する場合  
 ⑤「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

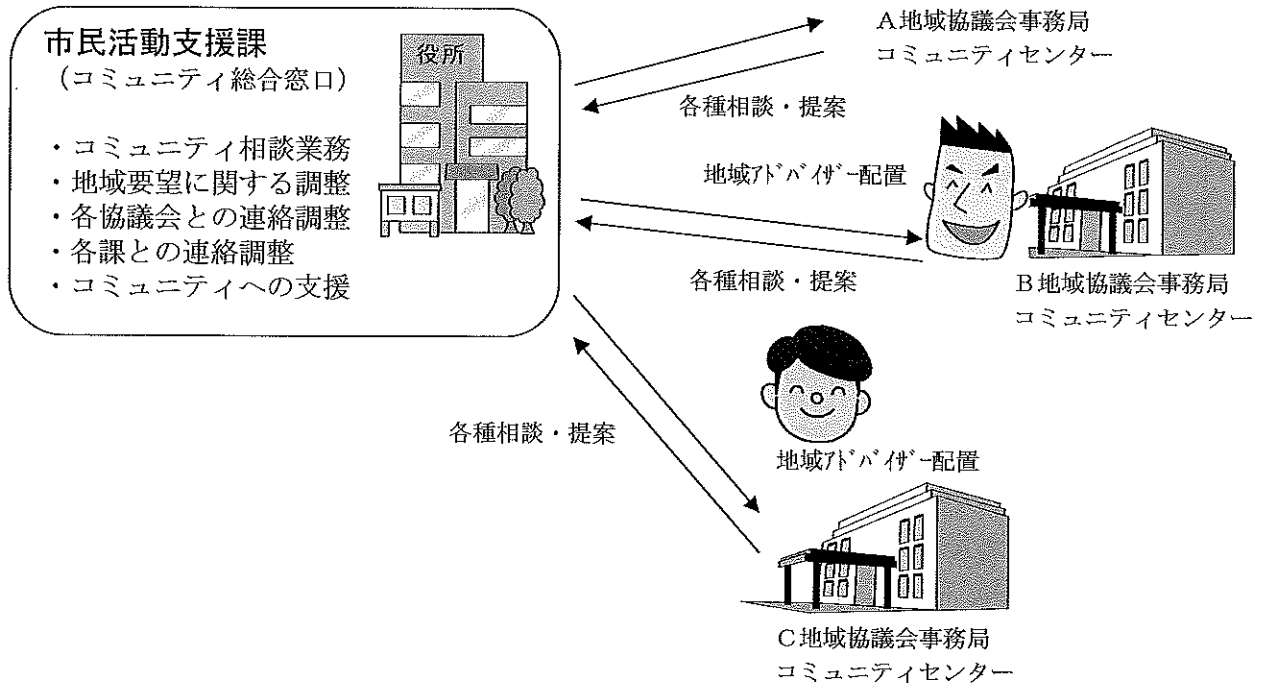
地域活動をスムーズに進めるため、市役所本庁にコミュニティ総合窓口（市民活動支援課）を置き、各地域協議会のコミュニティ活動が活発になるように、行政内部の各課と連携を図り情報提供を行います。

また、地域住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくための行政支援として、助言・調整を行う「地域アドバイザー」と実務支援を行う「地域コーディネーター」を配置してきましたが、公民館等施設のコミュニティセンターへの移行に伴い、これらに代わり、新たに「地域支援職員（地域アドバイザー）」を配置し、引き続き、側面的に指導・助言や支援活動を行います。

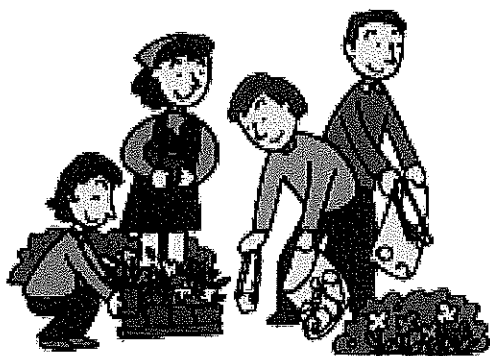
市職員一人ひとりが協働への理解を深めるとともに、行政全体として意識を高め、これまでの慣例にとらわれず、地域住民の皆さんとの協働に取り組んでいきます。

また、市職員が地域に関わることは地域のまちづくりにとって大きな力となるため、職員がまちづくり活動に積極的に参加し、生の声を聞き、信頼関係の構築を目指していきます。

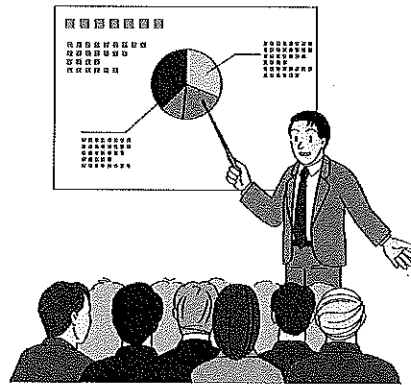
## コミュニティセンターへ 地域アドバイザーの配置



## 職員の意識改革



地域活動への参加



職員研修会の実施

### 第3 活動拠点の整備

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
活動拠点施設の機能充実	(7)コミュニティセンターへの位置付け	地域協議会が主体となって、地域福祉の向上を図っていくため、社会教育施設である公民館等施設から、様々な活動が可能なコミュニティセンターへ切り替え、地域活動の拠点として位置づける。	市民活動支援課 農業政策課 教育施設課 生涯学習課	△	◎			→
	(4)コミュニティセンターの改修	コミュニティセンターは、地域の活動拠点施設であり、地域の拠り所でもある。特に災害時においては避難所となることから、適宜老朽化した施設の改修を図る。なお、土砂災害特別警戒地域に入っているコミュニティセンターについては、移転も含め検討する。また、未整備地域については、早急にコミュニティセンターの設置を行う。	市民活動支援課	△	○			→
	(9)コミュニティセンター使用料の適正化	施設のコストに対し、使用料収入が少なく、適正な受益者負担であるか十分検討する必要がある。施設使用料の検討にあたっては、施設を利用する者と利用しない者との立場を考慮した「負担の公平性」を図る。	市民活動支援課	△	◎			
拠点施設活動内容	(7)管理運営機能の強化	コミュニティセンターは地域住民のための施設であるという観点から、施設の管理運営は、地域住民が運営していくことが望ましい。施設管理の運営及び地域協議会の事務補助を行うため常勤スタッフを雇用する。	市民活動支援課	△	○	◎		
	(4)指定管理者制度の導入	地域の権限・裁量権の拡大を図るとともに、コミュニティセンターの積極的な活用や地域の特性を活かした取り組みができるよう地域協議会を指定管理者として位置付け、契約を締結する。	市民活動支援課	△	△	○	○	◎
	(9)生涯学習の推進展開	各地域において、「いつでも、どこでも、だれでも学べる」学習環境づくりを目指す。	生涯学習課					→
	(5)収益事業の展開	地域協議会の自主財源の一つとして、コミュニティセンター内での収益事業の実施や地域協議会の所有備品等の有料貸出、展示会などコミュニティビジネスの推進を図る。	市民活動支援課	◎				→

※①「△」・・・調査、検討、準備の場合、②「○」・・・一部実施、試行の場合  
 ③「◎」・・・実施、達成、終了の場合、④「→」・・・継続して推進する場合  
 ⑤「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

急速な社会情勢の変化や地方分権の進展が進む中、これからの時代は、これまで以上に地域住民の皆さんが自主的・主体的に地域のまちづくりについて考え、そして実践していくことが求められています。

そのことから、地域の拠点施設である公民館等施設をコミュニティセンターに移行し、地域住民の皆さんがふれあい、地域の特色を活かしたまちづくりに向けて活動する場、また、生涯学習を実践する場として位置付けます。

地域へ権限・裁量権の拡大（使用許可等）を図るため、コミュニティセンターは利用する地域住民で運営できるよう、地域協議会への指定管理者制度の導入を図ります。導入にあたっては、一斉に取り組まず、段階的に移行できるよう、一部業務委託（職員経費を含む）から対応するなど柔軟に推進していきます。

また、公民館に併設された出張所機能については、市の財政状況や時代の変化に対応したサービスの提供と地域協議会への管理運営を目指すため、見直しを図ります。

## 地域協議会におけるコミュニティセンターの管理運営



### ■パターン1

指定管理者として、地域協議会が管理を行います。

平成29年度から順次推進し、32年度までに完全移行を目指します。

### コミュニティセンター



#### ★センター長

- ・施設の管理（清掃、受付、鍵の管理）
- ・行政情報、地域情報の提供
- ・地域協議会事務局運営支援



#### ★地元雇用職員

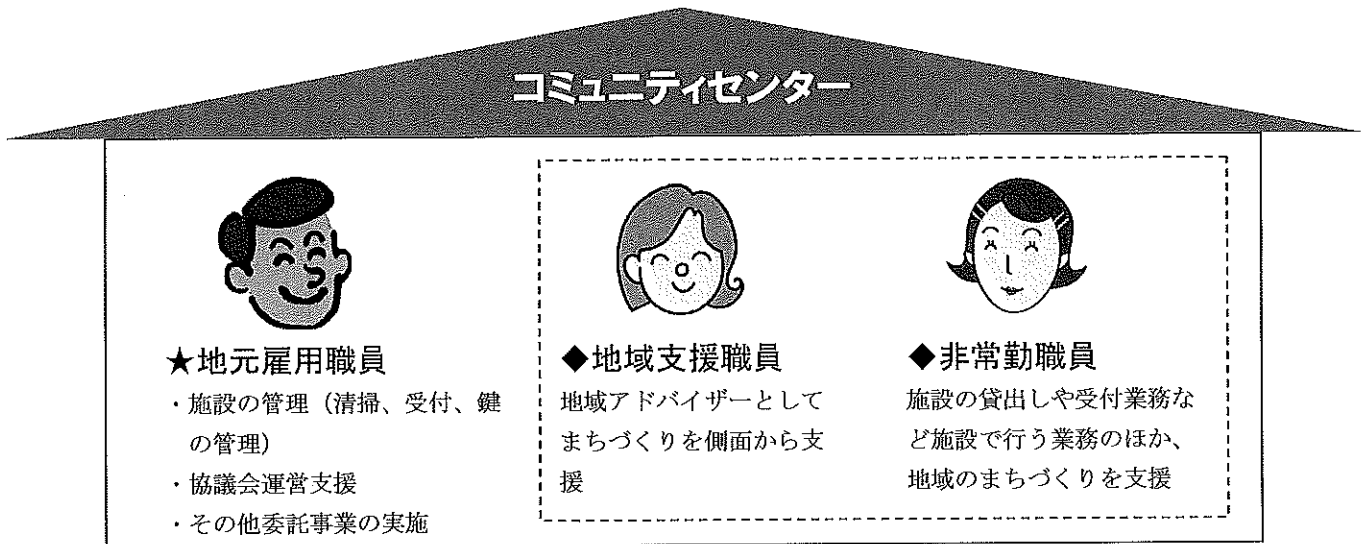
- ・施設の維持（水道光熱費支払、設備の点検等）
- ・緊急時の避難場所
- ・その他委託事業の実施



#### ★地元雇用職員

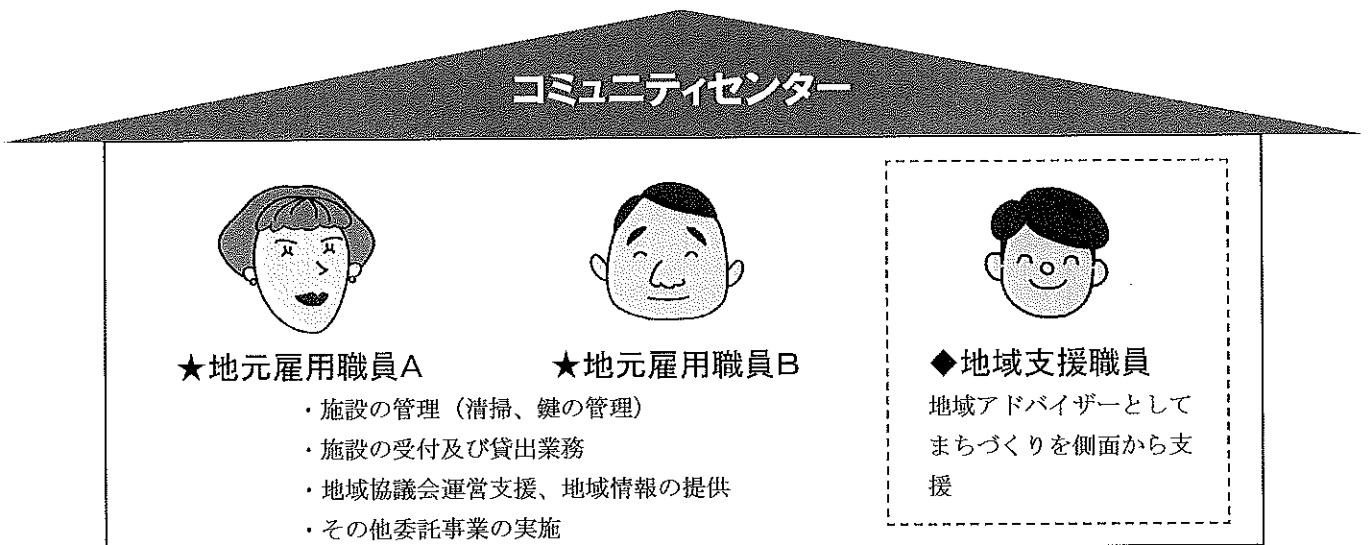
■パターン2

市が施設を管理し、地域協議会が一部の業務を行います。  
平成28年度から31年度まで



■パターン3

市が施設を管理し、地域協議会が大半の業務を行います。  
平成28年度から31年度まで



## 第4 コミュニティと行政の意識改革

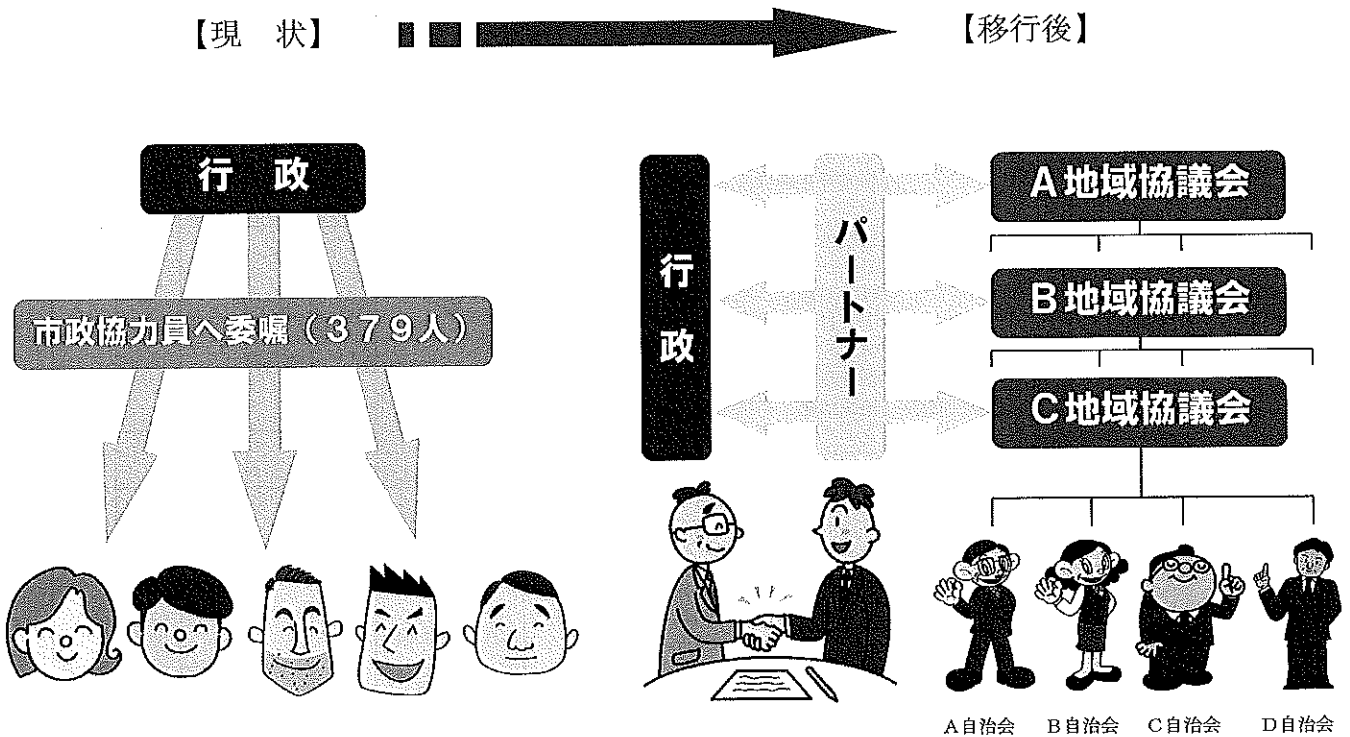
施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
市政協力員との関係	(ア)市政協力員制度の見直し	住民自治によるまちづくりを今後さらに推進し、地域協議会を中心としたまちづくりを行うため、市長が個人へ委嘱する関係を改め、地域と行政は上下関係のない対等なパートナー関係を構築していくため、計画期間内において、市政協力員制度の見直しを行う。	市民活動支援課	◎				→
	(イ)市から市政協力員への提案・依頼のあり方	市が市政協力員へお願いしている業務(協力、連絡、提案)の見直しを徹底的に行い、業務の軽減を図る。 なお、見直しの結果、地域で行った方が効果・効率的な業務については、地域協議会へ委託できないか併せて検討する。	市民活動支援課	△	○			→
	(ウ)地域協議会との連携	市政協力員の役割の一部を地域協議会へ移行させる場合は、無償での協力依頼とならないよう、市と地域との連絡事務に係る経費は、一括交付金として地域協議会に交付する。	市民活動支援課	△	○			→
	(エ)地域協議会と行政の合意形成のあり方	市が一方向的に地域協議会へ協力依頼するのではなく、地域協議会を起点に自治会の意向や地域の実情を踏まえつつ、特段の配慮を行う。	市民活動支援課	○				→
自治会との連携協力	(フ)自治会長の負担軽減	自治会長が担っている業務が分担できるように地域住民に啓発を図る。	該当課	○				→
	(イ)自治会加入促進	地域協働の重要な担い手である自治会の構成員を増加させる取り組みを行うため、未加入世帯への啓発を図る。	市民活動支援課	△	△	○		→
	(ウ)ガイドブックの作成	自治会役員になった方が、円滑に自治会運営を行えるように、自治会活動についての基本的な知識や男女共同参画の視点にたった事例等を紹介する手引書を作成する。	市民活動支援課	△	○			→
	(エ)自治会連絡会等の設置支援	市からの情報や協力依頼等は、地域協議会を通じ、確実に自治会へ行き渡るよう、各地域協議会内に自治会連絡会等の連絡調整機能強化が図られるよう設置に関して支援を行う。	市民活動支援課	△	△	○		→
	(オ)小規模自治会への支援	小規模な自治会が持つ課題・問題等の解決に対する支援を行う。	市民活動支援課	△				→
	(カ)地域とマンション(集合住宅)との共生	地域とマンションが抱える問題は多岐にわたっていることから、双方の理解や取り組みにより解消されるような提案を検討する。	市民活動支援課	○				→
	(キ)地域要望制度の活用促進	地域が抱える課題・問題に対して、まずは解決する手立てを考え、その中から、あれもこれもではなく、絞ったものに優先順位を付けて行政に要望するなど、効果・効率的な仕組みを構築していく。	市民活動支援課					→

市では住民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る目的から、各地域の自治会の長等を非常勤特別職「市政協力員」として委嘱してきました。市内全地域に地域協議会が立ち上がったことから、さらなる「住民自治によるまちづくり」の推進を図るとともに、地域コミュニティと行政の対等なパートナー関係を構築するため、今後は、市が市政協力員（個人）を委嘱するという従来の関係から、市と地域協議会（団体）のパートナーシップの関係を進めていきます。

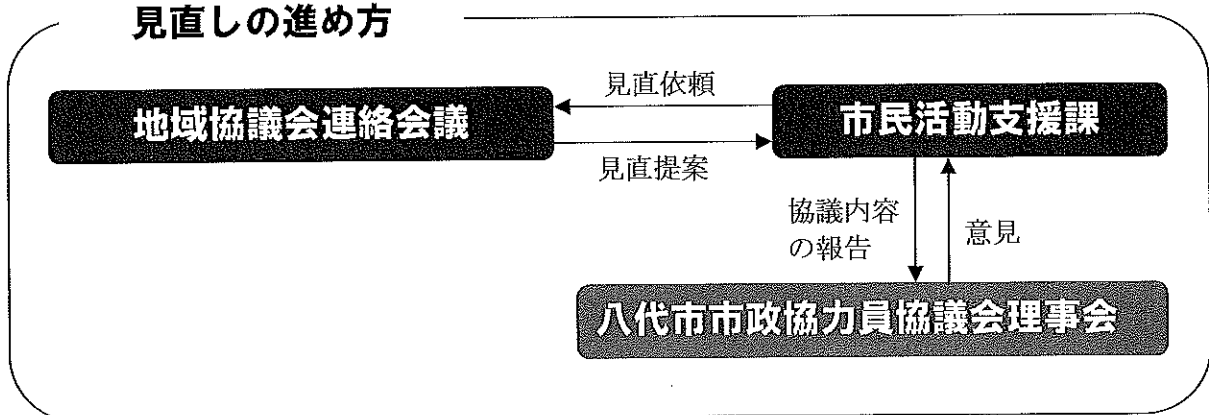
市政協力員制度の見直しにあたっては、地域協議会連絡会議（仮称）や八代市市政協力員協議会理事会と十分な議論を交わしながら推進していきます。

また、地域協議会において大きな役割を担っている自治会については、連携を強化するため、自治会ガイドブックの作成や自治会未加入問題等について、地域協議会と一緒に考えていきます。

### 委嘱からパートナーシップの関係へ



### 見直しの進め方



## 第5 組織の運営強化

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H27	H28	H29	H30	H31	
住民意識の高揚	(ア)住民が参加しやすい環境の整備	多くの地域住民がまちづくりに携われるように意見を吸い上げる仕組みを地域協議会にて考えていく。	市民活動支援課						→
	(イ)コミュニティ間の調整	地域協議会が活動する上で、現在の範囲が適当かどうか地域の見つめなおしを促す。	市民活動支援課 支所総務振興課						→
コミュニティ 範囲の設定	(ロ)地域協議会連絡会議(仮称)による情報共有化	地域協議会間の情報共有、連携促進を図るため、地域協議会の会長等による連絡会議を設置し、それぞれの地域が抱える共通課題の解決に向けての協議や先進的な取り組み事例等の情報共有を推進する。 また、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、市と地域協議会との情報の共有化を図る。	市民活動支援課	◎					→
	(ハ)まちづくり人材の育成、養成	地域協議会の構成団体や部会などの様々な活動を通して人的ネットワークの構築を推進し、地域に埋もれている人材の発掘や後継者の育成を図る。また、市と協働で担い手育成研修会等を開催するなど連携強化に努める。	該当課	○	◎				→
人材の発掘・ 養成	(ニ)協働に関する研修会等の実施	地域の住民自治の推進に向けて、そのリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自立性を高め、事業の活性化を図るための研修機会の充実を図る。	市民活動支援課						→
	(ヒ)女性及びシニア世代の経験や能力の活用	女性及びシニア世代の経験や能力を地域活動、市民活動に活かしてもらうよう参加機会を増やすような仕組みを構築する。	市民活動支援課	○					→
	関係機関との 連携	(ヘ)既存組織の有効活用	地域に存在する公益活動団体を地域協議会に参画してもらい、協力して事業実施できるよう促す。	市民活動支援課	○				
(ホ)企業との連携強化		協働の担い手として期待される企業や事業所等と地域協議会のニーズをマッチングさせ、相互にメリットのある活動が生まれるような仕組みを構築し、市民と企業との協働を推進する。(CSRの推進)	市民活動支援課 商工振興課	○					→
(ヘ)行政機関への手続き支援		慣れない国県等補助金の申請手続きや税務署等の行政機関への各種手続きについては側面的な支援を行う。	市民活動支援課	◎					→
住民主体のま ちづくり強化	(ア)事務運営マニュアルの整備	地域協議会を継続して活性化させていくために、事務手順や男女共同参画の視点にたった運営マニュアルの内容を整備する。 ・会計処理マニュアル ・広報啓発マニュアル ・施設管理マニュアルなど	市民活動支援課	○	◎				
	(イ)地域リーダー養成研修会の実施	事務局運営に必要な会計処理や広報活動などのノウハウを養ってもらうために、各種研修会を実施する。	市民活動支援課						→

※①「△」・・・調査、検討、準備の場合、②「○」・・・一部実施、試行の場合  
 ③「◎」・・・実施、達成、終了の場合、④「→」・・・継続して推進する場合  
 ⑤「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合



施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
まちづくり計画の策定	(ア) 地域住民による計画づくり	地域のまちづくりについて、住民が主体となって、計画の策定を推進する。	市民活動支援課	△	○	○	○	◎
	(イ) 目標設定による進行管理	まちづくり計画策定後、当該計画に沿った地域活動の実施を支援する。	市民活動支援課			○	○	◎
	(ウ) まちづくり計画策定支援	地域協議会が主体となってまちづくり計画を策定する際、必要な経費を助成したり、担当職員を配置するなど側面から支援を行う。	市民活動支援課	○	○	○	○	◎
市民活動保険制度	(ア) 全国市長会市民総合賠償補償保険の周知	市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険を市民に広く周知する。	市民活動支援課 財政課	○	◎			→
	(イ) 公益活動に対する保険制度の検討	公益活動中の万が一の事故に備えるため、保険制度の創設を検討し、安心して公益活動に参加できる環境づくりを行う。	市民活動支援課	△				→

地域協議会で行った活動や会議での決定事項などは積極的に情報を公開することはもちろんのこと、多くの住民の皆さんから意見や提案を受けることができるよう拠点施設に「意見箱」の設置を行ったり、イベント時には、アンケートを行うなどさまざまな方法を活用して、地域住民から日ごろ感じていることを広く聞くような仕組みについて、市は地域協議会と一緒に考えていきます。また、地域のリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自立性を高め、事業の活性化を図るための研修機会の充実を図っていきます。

特に、これからは、自分たちの住む地域について、基本的な情報を調べ、地域の目指すべき姿（目標）や地域課題を抽出し、その解決方法や、道筋などについて、地域住民が自ら考えて取りまとめる「まちづくり計画」の策定が必要になります。

策定にあたっては、たくさんの住民が参加しながら協議すると一体感の醸成が期待できるため、参加しやすい環境が整うよう配慮しながら進めます。

企業やNPO・ボランティア団体が持つノウハウや経験をうまく活用することで地域コミュニティの活性化が期待できるため、研修会等では地域協議会だけでなく、NPO・ボランティア団体と連携する場を設けていきます。

さらに地域協議会主催による公益的な活動中に不測の事故が発生した場合、賠償・補償に最低限の見舞金を支給できるなど、安心して地域活動に参加できる環境を整えていきます。



## 第6 協働意識の醸成

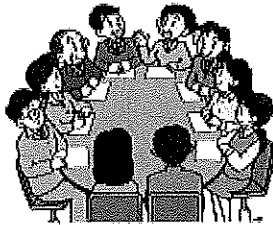
施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
行財政改革推進事業	(7) 市民目線の行財政改革の推進	第二次行財政改革実施計画 (H23年度～H27年度) においては、生活者である市民の立場から、そのニーズに応じて施策を講ずる「市民目線」の考え方を市政運営に取り入れるとともに、さらに市民と行政の情報の共有を進め、市民協働の推進を支える仕組みづくりを進めていく。第三次行財政改革実施計画 (H28年度～H32年度) においても、その考え方を引き継いでいく。	行政改革課					→
	(4) 行財政改革の進捗状況の公表	行財政改革実施計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表する。	行政改革課					→
	(9) 外部評価の実施	市民の視点で、市が実施している事務事業を評価・検証し、再編整理していくことにより、予算等の効率的・効果的な活用を図る。また、行政評価 (PDCAサイクル) の確立や市政に関する透明性の向上 (事務事業に対する行政の説明責任の徹底、職員の更なる意識改革) を推進し、行政運営全体の改革に結びつけていく。	行政改革課					→
民間委託等事業	(7) 指定管理者制度の導入	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。	行政改革課 該当課					→
	(4) 窓口業務等の民間委託の推進	市で行っている窓口業務等について、民間のノウハウを活用することにより、より質の高い公共サービスの提供と経費の節減を図る。	行政改革課	○				→
パートナーシップ協定の締結	(7) パートナーシップ協定の履行	地域協議会と市は対等なパートナーとして締結したパートナーシップ協定の中身についてそれぞれ履行確認を行う。	市民活動支援課					→
協働によるまちづくりに関する条例の制定	(7) 機運を高める	条例制定の必要性・有効性について、啓発を行い、住民の機運を高める。	市民活動支援課	◎				→
	(4) 住民参加型の整備	条例の制定にあたっては、多くの住民に参画してもらいながら進める。	市民活動支援課	◎				→
	(9) 条例の制定	住民参加や住民との協働の仕組みを整えるためのものとして、住民の自治に関する条例を制定する。	市民活動支援課	△	△	△	◎	
住民意識の高揚	(7) 自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めるため、地域協議会主催の講演会等の開催やコミュニティセンターにおける市民協働関連資料の配置や協議会日より等、広報活動の充実を行うなど自治意識の向上を図れるよう支援を行う。	市民活動支援課 該当課	◎				→
	(4) 伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子ども達に継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流が図れるよう支援を行う。	市民活動支援課 文化まちづくり課					→

地方分権という大きな流れの中で、さらに時代の変化に対応した自己決定、自己責任に基づき、住民一人ひとりが自ら考え行動する住民自治のまちづくりが求められています。

そのことから、本市におけるまちづくりの理念や方向性、住民・行政・議会の役割を明確にし、住民自治によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、各地域の特性に応じた地域力の向上を図るとともに、住民が等しく尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を創り上げていくことを目的に、協働によるまちづくりに関する条例の制定を目指します。

また、更なる自治意識の高揚、住民の共通理解を図ることや協働の手法や知識を学ぶため、講演会やセミナー等、効果的な啓発を継続的に開催していきます。

### 協働によるまちづくり に関する条例の制定



多くの住民の皆さんが条例制定に参画できるよう工夫します。

### 協働に関する講演会等の開催



自治の必要性や協働について理解を深めるため、住民の方を対象とした講演会や研修会を開催していきます。

## 第7 情報共有の推進

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H27	H28	H29	H30	H31
地域情報の提供	(ア) 情報交換会の開催	各地域協議会の情報を発表し、お互いに共有することで、自治意識の向上につなげるとともに、各地域協議会間の連携強化や地域のまちづくりにつながるよう開催していく。	市民活動支援課					→
	(イ) 地域協議会連絡会議(仮称)による情報共有化	地域協議会間の情報共有、連携促進を図るため、地域協議会の会長等による連絡会議を設置し、それぞれの地域が抱える共通課題の解決に向けての協議や先進的な取り組み事例等の情報共有を推進する。 また、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、市と地域協議会との情報の共有化を図る。	市民活動支援課	◎				→
行政情報の提供	(ア) 住民説明会の実施	後期計画の推進にあたり、適宜、住民説明会を実施し、地域住民に意見を求めながら推進する。	市民活動支援課					→
	(イ) 出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に向かい説明を行うことで、住民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く住民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課					→
	(ウ) まちづくり活動支援ガイドブック	市で行っている助成金や補助金、物品支給など各種団体への活動支援として提供している項目を一覧にまとめた情報ガイドブックを作成する。	市民活動支援課	△	◎			
	(エ) 情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課					→
広報活動の充実	(ア) 地域情報の発信	協議会だより等を通じ、地域に関する様々な情報の提供を行うことにより、地域への関心と参加意識の醸成を図る。	市民活動支援課					→
	(イ) 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、FMやつしろの活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ・FMやつしろを通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課					→
	(ウ) SNSの活用	地域のまちづくり情報を積極的に公開し、参加の呼び掛けや自治意識の高揚を図ることができるよう環境の整備を行う。	市民活動支援課	○				→
	(エ) パブリシティの推進	新聞、テレビ、ラジオなど報道機関に情報を提供し、記事やニュースなどに取り上げられることによって、より効果的な広報を行う。	市民活動支援課	○				→
	(オ) 地域協議会ホームページ等の運用	地域で独自に作成した地域協議会専用のホームページ等については、市のホームページにリンク等ができるようにする。	市民活動支援課	○				→
広聴活動の充実	(ア) 市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や住民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課					→

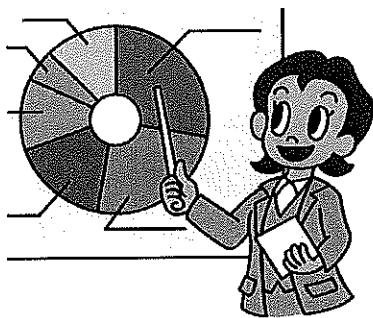
地域協議会は、さまざまな役割を担う組織として期待されています。しかし、現状では「よその地域協議会はどんなことをしているのか?」「行政は地域に何を求めているのか?」など、地域協議会に入ってくる情報が十分ではありません。そこで、運営に携わっている方々の不安を解消し、地域間の情報を得るための情報交換会を開催していきます。

また、市では、まちづくりに関して、行政⇄地域協議会⇄地域がお互いに情報を共有することや連絡調整を図ることを目的とする「地域協議会連絡会議（仮称）」を設置し、情報共有の推進を強化していきます。

市からの情報については、住民説明会の実施や出前講座、広報紙、FMやつしろ、ケーブルテレビ等を活用しながら提供していきます。併せて、地域協議会からの情報も、世代を問わず、多くの住民に発信していけるよう、ホームページやケーブルテレビなど、いろいろな媒体を利活用できるように助言していきます。

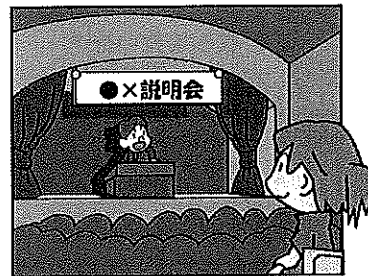
さらに、地域住民に密着している活動をより充実した内容で伝えることができるよう、広報研修会を実施し、地域住民への住民自治によるまちづくりを周知・啓発につなげていきます。

### 情報交換会の開催



各地域協議会の情報を発表し、お互いに共有することで、自治意識の向上につなげていきます。

### 住民説明会の実施



まちづくりに関する住民説明会を開催していきます。

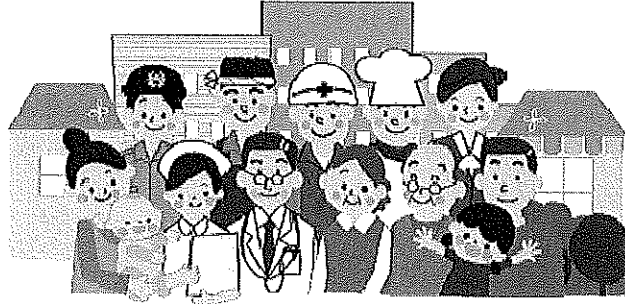
### 広報活動の充実支援



地域住民への参加の周知や地域協議会の活動を広く知ってもらうためには、協議会だより等の発行が有効となります。読まれる特集の企画、文章の書き方、掲載写真の撮影方法、紙面編集のノウハウなど学べるための実務研修を実施します。

IV 資料編

■住民と行政の共通目標 「住民自治によるまちづくり基本指針」  
 やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”



加たって、語って、協働によるまちづくり

### (1) 協働の領域と責任

住民と行政の信頼関係（相互理解）を深め、それぞれ果すべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係を築く

1. 信頼される行政運営
2. 協働事業の推進
3. 役割の明確化

### (2) 協働を進める上での基本原則

- 求同存異の原則    ■ 情報共有の原則    ■ 対等性の原則
- 目標共有の原則    ■ 自主性・自律性の原則

4. 情報の共有
5. 啓発の促進

- ※求同存異の原則：共通認識を高めながら、異なる意見をお互いに尊重し、協働作業を進めること
- ※情報共有の原則：それぞれが積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努めること
- ※対等性の原則：お互いが対等という関係に心がけ新たな公共空間を担うパートナーとして意識を持つこと
- ※目標共有の原則：地域のまちづくり目標が達成できるようお互いが目標を共有すること
- ※自主性・自律性の原則：自己決定・自己責任の活動を理解・尊重し自律化を進めること

### (3) 新たな住民自治組織の確立

それぞれの地域における総合的なまちづくり推進のための住民自治組織を確立する

6. 組織の確立
7. 施設の整備
8. 自主運営の促進
9. 権限・財源の移譲

## 協働事業抽出資料

### 【計画書の見方】

「実施スケジュール」欄に示している記号の意味は下記のとおりです。

- ① 「△」・・・調査、検討、準備の場合
- ② 「○」・・・一部実施、試行の場合
- ③ 「◎」・・・実施、達成、終了の場合
- ④ 「→」・・・継続して推進する場合
- ⑤ 「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

※ ★印は7つの重点施策に位置付けている施策です。

### 1. 信頼される行政運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
1	市民参加による開かれた行政運営								
(1)	総合計画の推進	(7)総合計画の進行管理	総合計画の進行管理及び検証にあたっては、市民の幅広い意見聴取に努め、また、パブリックコメント等を行うことにより市民参画を図っていく。	企画政策課					→
(2)	財政運営健全化事業	(7)予算編成情報・財政状況の情報提供	・当初予算、補正予算及び決算についての概要を公表する。 ・企業会計方式の財務諸表（バランスシートなど）を作成し公表する。	財政課					→
(3)	地域情報化推進事業	(7)地域情報化計画の推進	平成25年4月に策定された八代市地域情報化計画の推進において、関係機関・団体等との検討会を開催するなど積極的な連携を図る。	情報政策課					→
(4)	市民意見の反映	(7)パブリックコメント制度	「パブリックコメント制度」を確立することにより、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り計画等に反映させていく。	企画政策課					→
(5)	監査事業	(7)監査報告のホームページの活用	市民との情報共有化を図る観点から、市ホームページに監査結果を公開し、情報提供に努める。	監査委員事務局					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(6)	選挙啓発事業	(7)投票率の向上	選挙啓発推進団体である明るい選挙推進協議会の会員と一緒に、選挙日の1週間前に多くの人が集まる商店前等において、有権者へ啓発チラシ・物資の配布を行う。	選挙管理委員会事務局						→
			市政協力員により告示(公示)日前から啓発ポスターを町内掲示板に掲示してもらう。	選挙管理委員会事務局						
(7)	選挙事務	(7)投票所における投票管理者、投票立会人としての職務遂行	市政協力員、地域婦人会会員等により、期日前投票所及び選挙日当日の投票所において、投票管理者、投票立会人としての管理執行事務にあたってもらう。	選挙管理委員会事務局						→
		(4)投票所における事務従事	一般公募により登録した投票事務補助員を、選挙日当日の投票所において受付事務にあたってもらう。	選挙管理委員会事務局						→
(8)	国際化推進事業	(7)国際理解と外国人支援事業	市民主体の国際交流を推進するため、異文化交流の場としての国際理解講座を開催し、国際的な相互理解を図り、国際交流に関心の高い人材の育成に努める。	秘書課						→
		(4)市民主体の国際交流支援	市民や民間団体等が行う国際的な交流活動に対して、表敬訪問の対応やホストファミリーの紹介などの支援を行い、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課						→
		(7)国際交流事業補助金制度	組織的かつ継続的に国際交流を行う民間団体で市内に活動拠点を有し、本市の国際交流の促進に寄与すると認められるものに対して補助金を交付し、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課						→
(9)	北海市交流事業	(7)情報提供	友好都市北海市との交流への理解が広く得られるよう交流事業の状況を市民に周知し、市民参加から市民主体へと発展するよう支援する。	秘書課						→



番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
2	★行財政改革推進事業	(7) 市民目線の行財政改革の推進	第二次行財政改革実施計画 (H23年度～H27年度) においては、生活者である市民の立場から、そのニーズに応じて施策を講ずる「市民目線」の考え方を市政運営に取り入れるとともに、さらに市民と行政の情報の共有を進め、市民協働の推進を支える仕組みづくりを進めていく。第三次行財政改革実施計画 (H28年度～H32年度) においても、その考え方を引き継いでいく。	行政改革課						→
		(4) 行財政改革の進捗状況の公表	行財政改革実施計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表する。	行政改革課						→
		(9) 外部評価の実施	市民の視点で、市が実施している事務事業を評価・検証し、再編整理していくことにより、予算等の効率的・効果的な活用を図る。また、行政評価 (PDCAサイクル) の確立や市政に関する透明性の向上 (事務事業に対する行政の説明責任の徹底、職員の更なる意識改革) を推進し、行政運営全体の改革に結びつけていく。	行政改革課						→
(2)	★民間委託等事業	(7) 指定管理者制度の導入	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。	行政改革課 該当課						→
		(4) 窓口業務等の民間委託の推進	市で行っている窓口業務等について、民間のノウハウを活用することにより、より質の高い公共サービスの提供と経費の節減を図る。	行政改革課	○					→

## 2 協働事業の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
1	誰もがいきいきと暮らすまち	(1) 人権啓発事業	(ア) 人権セミナーの開催 八代市人権問題啓発推進協議会において、協議会員である各種団体に運営等へ参画してもらい、人権同和問題に関するセミナーを住民を対象に企画し開催する。	人権政策課						→
			(イ) 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催 あらゆる人権問題を身近に考える機会として、地域住民・学校・団体に参画してもらい、ステージ発表・パザール・展示等を開催する。	人権政策課						→
			(ロ) 情報誌発行 人権啓発センターを主に、センターだよりの発行や様々な広報媒体を利用し、地域住民に情報提供を図る。	人権政策課						→
			(ハ) 人権啓発センターの機能充実 八代地域における人権教育・啓発の総合的・広域的な推進のための活動・交流の拠点施設としてセンターの機能充実を図る。	人権政策課						→
(2)	人権センター事業	(ア) 市民人権サポーター育成講座の開催 地域における人権啓発・教育のリーダーを育成する講座を開催。	人権政策課						→	
		(イ) 指導者育成セミナーの開催 人権啓発・教育の推進役となる指導者を育成する講座を開催し、受講者には地域(校区)のリーダーとして活動してもらう。	人権政策課						→	
(3)	青少年健全育成事業	(ア) 社会を明るくする運動の実施 企画、実施を八代地区保護司会と共催で中高生を対象に行事を開催する。	人権政策課						→	
		(イ) 青少年指導員の活用 青少年指導員を対象に研修会等を開催し、情報提供を行い、青少年の非行防止や健全育成に地域で取り組んでもらうことを目的とする。	人権政策課						→	
(4)	人権教育事業	(ア) 社会教育における人権教育の推進 機会をとらえ人権学習会等を実施し、人権意識の高揚を図り、人権のまちづくりを推進する。	生涯学習課						→	

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(5)	男女共同参画啓発事業	(7) いっそDEフェスタの開催	男女共同参画社会づくりを推進するために開催している「いっそDEフェスタ」を市民団体に委託することにより、団体の自主的な企画・実施を導入し、広がりのあるイベントとする。	人権政策課						→
		(4) 情報誌発行	市民団体、公募による編集委員を委嘱して、情報誌を作成、発行する。	人権政策課						→
(6)	男女共同参画推進事業	(7) セミナー開催	あらゆる分野で活躍できる人材を育成するためのセミナーを、企画等の一部を民間に委託し、協働により開催する。	人権政策課						→
(7)	市民活動啓発事業	(7) 市民活動促進に関するセミナー等の開催	ネットワークづくりの促進や、まちづくりを支える人材の育成などを目的としたセミナー等を開催する。	市民活動支援課	◎					→
		(4) 市民活動情報の発信	市民活動団体の活動を広く紹介し、参加を促すとともに、団体間の連携を図る。	市民活動支援課	◎					→
(8)	予防接種事業	(7) 予防接種の広報・勧奨を行い接種率を高める。	予防接種と子どもの健康の配布、市報掲載、はがき勧奨、学校、保育園等を通じてのお知らせの配布等積極的に行っている。	はつらつ健康課						→
(9)	健康づくり啓発事業	(7) ふれあいフェスタの開催(社会福祉協議会との共催)	市民や健康づくり団体等の協議により健康フェスタを開催する。	はつらつ健康課						→
(10)	やっしる歯の祭典	(7) 歯科医師会との共催	歯と口の健康週間の一環として、八代歯科医師会等関係団体と協力して、歯の健康づくりを推進する。	はつらつ健康課						→
(11)	地域健康づくりの推進	(7) 地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助	地域健康づくり連絡会を開催し、地域と一体となった健康づくりを実施する。	はつらつ健康課						→
(12)	食生活改善推進事業	(7) ボランティア(ヘルスマイト)の育成と活動の拡大	食生活改善推進員を養成し、食生活改善による健康づくりを普及啓発する。	はつらつ健康課						→
(13)	母子保健推進事業	(7) 各種母子保健事業を実施し、母子の健康増進を図る	広報や、家庭訪問等を通じて、確実な母子保健事業を提供するとともに、母子保健や子育て支援関係者とのネットワークを構築し、相談や指導が必要なケースを迅速に把握し、的確に対応する。	はつらつ健康課						→
(14)	救急医療対策事業	(7) 救急医療に関し、市民の視点に立って評価を行う。	八代保健所が主宰する八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会等を通じ市民が安心できる救急医療の実現を図る。	健康福祉政策課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(15)	ファミリー・サポート・センター事業	(7)会員の募集及び育児の援助活動の促進	ショッピングセンター2階に事務局を開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども未来課						→
			地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人とが会員となり、育児について助け合う同事業を促進する。	こども未来課						→
(16)	児童虐待防止事業	(7)要保護児童を取り巻く地域の関係機関等との連携	要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関と連携、協力し要保護児童の早期発見、早期対応に努める。	こども未来課						→
(17)	子ども・子育て支援事業計画の推進	(7)子ども・子育て支援事業計画の推進及び評価	平成27年度から5年間で1期とする事業計画を推進し、子ども・子育て会議により実施状況の調査審議、評価、見直し等を行う。	こども未来課	◎					→
(18)	放課後児童健全育成事業	(7)保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童への適切な遊び及び生活の場の提供	保護者会等民間団体へ事業の運営委託を行い、地域における子育て支援を推進する。	こども未来課						→
(19)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	(7)一時的に日常生活に支障が生じた場合や生活に不安定な場合のひとり親家庭に対し家庭生活支援員を派遣	母子寡婦福祉連合会へ事業の運営委託を行い、ひとり親家庭の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども未来課						→
(20)	つどいの広場事業 (こどもプラザ分)	(7)子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る常設の場の開設	ショッピングセンター2階に開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども未来課						→
(21)	地域子育て支援センター事業	(7)地域の子育て家庭に対する育児支援	育児講座や育児相談、一時保育、情報提供などを通して、子育てを支援する。	こども未来課						→
(22)	私立保育所等保育委託事業	(7)家庭での保育に欠ける児童の保育を、私立保育所に委託して実施	市は私立保育所等の設置者と、設置者は入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	こども未来課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(23)	公立保育所運営事業	(7) 家庭での保育に欠ける児童の保育を、公立保育所において実施	入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	子ども未来課						→
(24)	管外公立保育委託事業	(7) 家庭での保育に欠ける児童の保育を、市外の公立保育所に委託して実施	市は市外公立保育所の設置者と、設置者は入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	子ども未来課						→
(25)	地域福祉計画の推進	(7) 地域福祉活動の推進 ・人材育成 ・組織、団体の支援	社会福祉協議会をはじめとする市民、福祉関連事業所、NPO、ボランティア団体など、地域福祉の活動主体と相互に連携を図りながら、一体的に地域福祉活動を推進する。	健康福祉政策課						→
(26)	民生児童委員関係事業	(7) 民生委員活動経費等	民生委員・児童委員は地域の中で福祉に関する相談や支援を行う重要な役割を担う地域福祉の中心的人材であるため、民生委員の活動支援を通じて住民福祉の向上を図る。	健康福祉政策課						→
(27)	障がい者計画の推進	(7) 障がい者計画の策定及び計画実施に対する評価	医療機関や福祉関係団体等の代表者で構成する策定評価委員会における第2期計画 (H24~H28) の評価、第3期計画 (H29~H33) の策定及び評価により、障がい福祉の推進を図る。また、策定にあたっては障がい者等へのヒアリングやパブリックコメント等の実施により幅広い意見聴取に努める。	障がい者支援課						→
(28)	障がい者社会参加促進事業	(7) 障がい者スポーツ大会開催	障がい者スポーツ大会の開催により、ボランティアやスポーツ推進員等の協力を得て、スポーツを通じた障がい者の社会参加促進に寄与すると共に、市民の障がいに対する理解を深める場とする。	障がい者支援課	◎					→
(29)	相談支援事業	(7) 障がい者支援協議会の設置	地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場である協議会に、専門家だけでなく、障がい当事者やその家族に参加いただき、事業の評価・見直し等を進めていく。	障がい者支援課	◎					→
(30)	災害時要援護者避難支援計画	(7) 個別計画	災害時に支援が必要な要援護者について個別計画を策定する。	障がい者支援課 長寿支援課 健康福祉政策課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
(31)	介護保険事業計画等策定・評価審議会	(7)広報紙、ホームページの活用及びアンケート実施	平成30年～32年を事業運営期間とする第7期介護保険事業計画等を策定するにあたり幅広く利用者等の意見を反映させるためH28年度にアンケート等を実施するとともに住民代表が参画している介護保険事業計画等策定審議会を平成29年度に5回程度開催する。	長寿支援課			→		
(32)	介護予防事業	(7)ボランティア(筋ベル会)の育成と活動の拡大	住民(ボランティア)と行政と一緒に、高齢者筋力アップ体操を普及することにより、高齢者の健康増進と寝たきりの予防を図る。	長寿支援課	◎				→
2	郷土を拓く人を育むまち								
(1)	教科指導及び教材充実事業	(7)総合的な学習の時間をはじめ、特色ある学校づくりを推進	各学校で行う総合的な学習の時間において、地域住民の中から講師を招聘し、環境問題や福祉問題等について講話をしてもらったり、自然体験・農作業体験の講師をしてもらっている。地域と学校をつなぐことを推進している。	学校教育課					→
(2)	学校評議員事業	(7)保護者や地域住民などの教育に関して理解や識見をもつ方のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べる	保護者や地域住民の意見や意向を聞いて、教育方針や計画などの決定・実施に生かし、地域に期待される特色ある学校づくりを進めている。	学校教育課					→
(3)	通学路等安全対策事業	(7)学校安全ボランティアの組織化の推進	各小学校区において、PTA、老人会などの協力を得ながら安全ボランティアの組織化を推進し、登下校の見守り活動の充実を図る。	学校教育課					→
(4)	教育研究校推進事業	(7)子どもの体力向上に係る実践活動	子どもの体力の現状や生活習慣の実態を把握し、学校、家庭、地域が連携し、子どもの体力向上を目指して様々な活動を実践する。	学校教育課					→
		(4)食育に関する体験活動	地元生産者やJA等と連携し、土作り、栽培、収穫から調理等を体験し、食に対する喜びや感謝の念を持たせる取組を推進する。	学校教育課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(5)	不登校児童生徒の 適応指導事業	(7)不登校児童生徒 に対する専門的な 適応指導の実施	専任の指導員を配置し、地域団体の 協力を得ながら、専門的な教育相 談、適応指導や自然、体験的活動を 実施し、学校、社会への適応力、自 立心を養成する。	学校教育課						→
(6)	青少年体験活動	(7)さかもと青少年 センター等におい て野外体験、宿泊 体験等を実施	各施設において地域団体の協力を得 て、地域の特性を活かした青少年の 自然体験活動を実施する。	生涯学習課	◎					→
(7)	放課後子ども教室	(7)住民等の協力を 得て学習活動、文 化活動、集団遊び 等を実施	小学校の空き教室等を利用して、地 域住民の協力を得ながら推進する。	生涯学習課	◎					→
(8)	公民館活動事業	(7)地域公民館講座	H28年度以降はコミュニティセンター を利用し、学校、家庭及び地域社会 と連携して、地域に密着した活動を 推進する。	生涯学習課	◎					→
(9)	生涯学習推進事業	(7)家庭教育学級、 婦人学級、高齢者 教室等生涯各期に おける学習支援	ニーズに応じた講座を企画立案し、 多様な学習機会の提供に努める。	生涯学習課	◎					→
(10)	地域スポーツ振興 事業	(7)総合型地域ス ポーツクラブの設 立	地域スポーツ活動を推進するため に、地域住民主体の総合型地域ス ポーツクラブを育成し、その運営を 支援する。	いきいきス ポーツ課	◎					→
(11)	生涯スポーツ活動 推進事業	(7)市民体育祭の開 催	各競技種目を各校区対抗による競い 合う中央大会、各校区における地域 住民が参加する校区民体育祭、 ニュースポーツの普及を目的とした ニュースポーツ大会を開催し、ス ポーツの必要性の啓発を図る。	いきいきス ポーツ課	◎					→
(12)	スポーツ施設管理 運営事業	(7)多様化する利用 者のニーズに対応	スポーツ施設利用者と意見交換を行 い、事業の見直しを行っていく。	いきいきス ポーツ課	◎					→
(13)	スポーツ施設予約 案内システム運営 事業	(7)施設利用予約の 利便性の向上	スポーツ施設利用者と意見交換を行 い、事業の見直しを行っていく。	いきいきス ポーツ課	◎					→
			インターネット上で施設の利用予約 が出来るようにする。	いきいきス ポーツ課	◎					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(14)	八代市文化振興計画の推進	(7)各文化施策の進行管理	市民で構成する「文化振興懇話会」にて計画の進行管理等を行う。	文化まちづくり課						→
(15)	文化団体助成金	(7)文化団体の活動支援	文化団体への補助や全国大会等への参加に対する補助を行う。	文化まちづくり課						→
(16)	文化財保護委員会費	(7)適切な文化財保護の推進	八代市文化財保護委員会設置条例に基づき、文化財の指定や保護について文化財保護委員会に年2回程度の諮問を行う。	文化まちづくり課						→
(17)	指定文化財保存管理事業	(ア)各種文化財の保存・活用	指定文化財の管理委託や修理等への補助を行うことにより、文化財を永久に守り伝えていこうという市民の意識を啓発する。文化財を活用し、保護団体自らが主体的に保存、継承に取り組む事業を支援する。	文化まちづくり課						→
(18)	伝統文化財保存事業	(7)伝統文化財の保存・継承・活用	八代妙見祭の神幸行事に参加する保存団体への支援を行い、行列整備を進めるとともに、広く市民が参加できる体制づくりを進める。	文化まちづくり課						→
(19)	文化行事の開催	(7)各種文化の振興	文化団体の自主的な活動発表の場と市民が芸術文化に触れる機会を作る。	文化まちづくり課						→
(20)	文化財保護啓発事業	(7)市民の文化財保護への意識啓発	本市の歴史、文化財の特色を市民に周知し、文化財保護への理解と協力を得るため、講座、史跡めぐり、標識設置等の諸施策を行う。	文化まちづくり課						→
(21)	文化財建造物調査事業	(7)市民の文化財への関心を高める	国登録文化財候補の建造物選定を進めることで、文化財の価値を高め、市民の文化財への関心を高めることを目指す。	文化まちづくり課						→
(22)	特別展覧会事業	(7)歴史や美術に関するすぐれた資料・作品の展示公開ならびに講演会活動	博物館の外郭団体である八代市立博物館友の会の会報に詳しい作品解説や利用案内を掲載するなどしながら、友の会員(市民)と協働しつつ、幅広い広報活動に努める。	博物館						→
(23)	読書活動運営事業	(7)ボランティアと協働による行事の実施や、図書館サービスの提供	おはなし会や赤ちゃんハッピーブック事業などの各種行事や図書の整理、利用者への案内をはじめとする業務において、ボランティアと協働し、読書活動の推進を図る。	図書館						→



番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
3	(1) 安全で快適に暮らせるまち 都市計画推進事業	(7)都市計画審議会	都市計画審議会に市民の委員(3名)を選任し運営している。	都市政策課						→
(2)	市営住宅ストック総合改善事業	(7)住民への周知、説明	工事内容、その影響等について周知又は事前説明を行い、入居者及び地域住民の意見・要望を踏まえ、住宅ストックの改善を進める。	建築住宅課						→
(3)	道路整備事業 道路維持事業 橋梁整備事業 都市下水道整備事業 河川改修事業	(7)公共工事への理解と協力	事業にあたっては、工事説明会などを通じ地元とよく話し合いを行い、工事に対する理解と協力を求める。	土木建設課 土木管理課						→
(4)	土地区画整理審議会の開催	(7)八千把地区土地区画整理事業	土地区画整理事業は土地区画整理法の規定にのっとり業務を行っている。したがって場合によっては、地権者の意見が反映されにくいこともある。土地区画整理事業では地権者の中から審議員を選出することとなっている。これは施行者である八代市が特定の行為を行う場合、地権者の代表である審議員に事前に諮問をすることになっているためである。ここで審議員から出る意見は市民の目線、立場に立ったものであり、施行者として、十分に話を聞く必要がある。	区画整理課						→
(5)	下水道施設整備事業	下水道工事への理解と協力	工事にあたっては地元説明会などを通して、事業の大切さを住民の方へ十分に説明を行い、工事期間中の住民への様々な影響に対して、理解と協力を求めていく。	下水道建設課						→
(6)	交通安全啓発事業	(7)交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚	老人会や交通安全母の会等と連携して進める。全国交通安全運動などのイベント時における街頭での交通安全広報啓発や交通安全研修研修を老人会や交通安全母の会等と連携して進める。	防災安全課						→
(7)	防犯団体支援事業	(7)地域防犯団体による安心・安全な街づくりの推進	地域防犯団体への支援として、情報提供や連絡調整を行う。地域防犯団体への支援として、防犯研修会を実施し、情報提供や連絡調整を行う。	防災安全課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(8)	防災意識の高揚及び防災力の充実	(f) 住民参加型防災訓練の実施 総合防災訓練への参加	住民参加型防災訓練及び総合防災(国民保護)訓練に、自主防災組織、消防団、地域住民に参加してもらい、防災意識の高揚及び防災力の充実に努める。	防災安全課						→
		(i) 自主防災組織の結成促進 自主防災会連絡協議会の運営	地域防災(国民保護)に関する出前講座を開催し、災害時における自助、共助の重要性を認識してもらい、結成促進を図る。 また、自主防災会連絡協議会を開催し、研修会や情報交換により災害への対応能力の向上に努める。	防災安全課						→
		(g) 避難行動要支援者の避難支援	高齢者や障害者などの災害時における避難支援を、市政協力員、民生委員、自主防災組織及び消防団などによって、迅速に実施できる体制作りを行う。	防災安全課						→
(9)	防災対策事業	(ア) 災害時の応急活動	災害時における応急給水・管路復旧等については、管工事業協同組合(水道関係団体)と結んでいる協定に基づき、応急活動を円滑に遂行する。	水道局						→
(10)	身近な相談員育成事業	(ア) 消費者被害見守りネットワークの構築	高齢者等の消費者被害の未然防止と早期救済を図るため、地域の見守りを強化する。	市民活動支援課						→
(11)	消費者意識啓発の推進	(ア) 消費者教育の推進	青少年期からの消費者教育を強化する。	市民活動支援課						→
		(イ) 消費生活に関する情報提供	高齢者被害をはじめ、相談情報を発信し、被害の未然防止に努める。	市民活動支援課						→
4	豊かさにとぎわいのあるまち	(ア) 地域農業の担い手を育成	地域担い手育成関連のソフト事業及びハード事業の実施にあたっては、地元農業者と協議を行いながら進める。	農業政策課						→
(1)	担い手育成事業									
(2)	中山間地域振興事業	(ア) 中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する	中山間地域農業者主体による耕作放棄の防止や水路・農道等の適正な管理、都市住民との交流等の自主的活動の推進を促す。	農業政策課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(3)	農業基盤整備事業	(7)農道、用排水路等の農業施設整備の促進	農業生産の基盤となる農道、用排水路等の整備について、計画段階から農家及び地域住民への説明会を通じ、広く意見を聴取し事業への反映に取り組んでいる。	農地整備課						→
(4)	農地・水保全管理 支払交付金事業	(7)地域ぐるみで行う活動に対する助言、指導(履行確認等)や事業費の間接的支援	地域の活動組織との連携を深め、迅速かつ的確な指導・助言ができるような体制づくりを進める。(個人接続のインターネットの活用等)	農地整備課						→
(5)	農業施設維持管理 事業	(7)排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。(樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等)	住民自治組織へ移管できる地域については移管し、その他は地元の意見を聞くなどして、地域に応じた支援を推進する。	農地整備課						→
(6)	湛水防除事業	(7)市管理の排水機場の維持管理	連絡網等を充実させ、運転委託先の土地改良区及び運転手との連携を強化し、緊急稼働施設としての更なる信頼性の向上を図る。	農地整備課						→
(7)	栽培漁業振興事業	(7)クルマエビ、ヒラメ、アユ等の放流	各漁協と連携しながら稚魚や稚エビ、稚貝等の放流を実施することにより、栽培漁業の振興及び水産資源の回復・増大を図る。	水産林務課						→
(8)	市内管理漁港維持 管理事業	(7)漁港及び船溜りの施設整備	市管理漁港及び管内の船溜りの施設等の整備を推進することにより、漁業者の就労環境の向上を図る。	水産林務課						→
(9)	水産物供給基盤機能 保全事業	(7)漁港施設の老朽化状況の診断及び機能保全工事の実施	老朽化が進む大船漁港及び植柳漁港施設の機能診断を実施するとともに、必要に応じて機能保全工事等を実施することにより、漁港施設の長寿命化を図る。	水産林務課						→
(10)	有害鳥獣被害対策 事業	(7)シカ、イノシシ及びカラス等による農林産物の被害の報告	平成24年度より、条例に基づく鳥獣被害対策実施隊は、市の非常勤職員として捕獲活動を行っている。市民には被害が発生した際に、状況の情報提供を行ってもらい、的確な捕獲活動を図る。	水産林務課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(11)	林道整備事業	(ア)市民参加型の整備	林道計画時に地権者・利用者・地域住民に対して期成会や説明会を通して広く意見を聴取し、事業促進に反映させる。	水産林務課	◎					→
(12)	八代くま川祭り事業	(ア)八代くま川祭り振興会との連携	八代くま川祭りの開催に関し、内容を協議する八代くま川祭り実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に努める。	商工振興課						→
(13)	全国花火競技大会事業	(ア)やっしろ全国花火競技大会実行委員会との連携	やっしろ全国花火競技大会の開催に関し、内容を協議するやっしろ全国花火競技大会実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に努める。	観光振興課						→
(14)	九州国際スリーデーマーチ事業	(ア)九州国際スリーデーマーチ実行委員会の活用及び大会参加者との連携	九州国際スリーデーマーチ開催に関し、実行委員会及び大会に参加する市民からの具体的なアイデアや意見の反映に努める。	観光振興課						→
(15)	坂本ふるさとまつり事業	(ア)坂本ふるさとまつりとの連携	内容を協議する坂本ふるさとまつり運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に努めるとともに、当日8地区の各テントで、自ら作ったばたもち等の販売を行う。	坂本支所 総務振興課						→
(16)	せんちょうい草の里まつり事業	(ア)せんちょうい草の里まつり実行委員会との連携	せんちょうい草の里まつり開催に関し、内容を協議するせんちょうい草の里まつり実行委員会に市民(各種団体・機関の代表者)が参画し、イベント等の具体的な内容、実施方法、アイデアや意見の反映に努める。	千丁支所 総務振興課						→
(17)	ふる郷愛鏡祭事業	(ア)ふる郷愛鏡祭実行委員会との連携	ふる郷愛鏡祭を委託している「ふる郷愛鏡祭実行委員会」を地元住民を中心として企画運営してもらおう。内容は住民参加型で町おこしや地元特産品を紹介する。	鏡支所総務振興課	◎					→
(18)	東陽しょうが祭事業	(ア)東陽しょうが祭り運営委員会との連携	東陽しょうが祭の開催に関し、内容を協議する東陽しょうが祭り運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に努める。	東陽支所 総務振興課						→
(19)	平家いずみお茶まつり	(ア)平家いずみお茶まつり実行委員会との連携	内容等を協議する平家いずみお茶まつり実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に努める。	泉支所 総務振興課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(20)	中心市街地活性化対策事業	(7) まちなか活性化協議会との連携	商店街活性化事業計画等各種事業の推進のために、まちなか活性化協議会が事業内容を検討し、具体的な事業を実施する。	商工振興課						→
(21)	工業振興補助助成事業	(7) こども科学フェアの開催	より多くの子ども達等に参加してもらい、ものづくり等への興味・関心を深めていただくため、出展団体と内容等を協議し、事業を展開していく。	商工振興課						→
		(4) 八代市工業振興協議会との連携	各種事業参加者へのアンケート調査の実施と翌年度事業への反映	商工振興課						→
(22)	サンライフ八代管理運営事業	(7) 指定管理者による事業の充実、施設の適正な管理運営を行う	利用者の要望を踏まえ、講座以外の事業（施設見学、市の事業への参加）を実施している。	商工振興課						→
(23)	働く婦人の家管理運営事業	(7) 指定管理者による事業の充実、施設の適正な管理運営を行う	利用者の要望を踏まえ、講座以外の事業（市の事業への参加）	商工振興課						→
(24)	八代港ポートセールス事業	(7) 荷主企業及び商社訪問	八代港の振興策として、利用促進、貿易振興に係る事業の推進により積極的なポートセールス活動を展開する。	国際港湾振興課	◎					→
(25)	八代港振興事業	(4) 国・県などの関係団体と連携	八代港港湾計画の早期実現に向けた取組を進める。	国際港湾振興課						→
(26)	みなと八代フェスティバル事業	(7) フェスティバルの開催	八代港の周知及び海や港に親しみをもってもらうとともに、港湾整備に対する理解を深めることを目的に、海事官公庁や港湾関係団体等と一体でイベントを開催する。	国際港湾振興課	◎					→
(27)	クルーズ客船誘致事業	(7) 旅行代理店及び船会社訪問	八代港の賑わいづくりと寄港による経済効果が高い為、クルーズツアーを企画する旅行代理店や客船の船会社を訪問し、寄港地として誘致活動を展開する。	国際港湾振興課	◎					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)							
					H27	H28	H29	H30	H31			
5	人と自然が調和するまち	(1) 環境学習推進事業	(7) 市民への環境学習の推進	環境学習出前講座やこどもエコクラブ事業を中心とした啓発活動を積極的に展開する。	環境課						→	
			(2) 環境美化活動推進事業	(7) 「きれいなまちづくり協定」締結団体への活動支援	協定締結団体に対し、清掃用具の貸与等を行い、地域住民による美化活動を支援。	環境課						→
			(3) 環境パートナーシップ推進事業	(7) 市民・市民団体、事業者、市など多様な主体の参画・交流	八代市環境パートナーシップ会議を開催し、各主体間の交流・情報交換を図る。	環境課						
(4)	ごみ減量化対策事業	(7) 生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機を購入する市民に購入費用の一部(1/2で上限あり)を助成し、家庭から出る生ごみの減量及びリサイクルを推進する。	ごみ対策課							→	
		(イ) 一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業所を指定し、廃棄物の処理計画と実績の報告を義務付け、必要な指導を行うことで、減量化を推進する。	ごみ対策課							→	
		(ウ) 段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化の普及促進	段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化を普及させるための講習会などを実施することで、市民活動型のごみの減量化を推進する。	ごみ対策課							→	
		(エ) マイバッグキャンペーンの実施	国、県などが実施するキャンペーンのほか、年間を通じてレジ袋削減のための啓発活動を行う。	ごみ対策課							→	
		(オ) リサイクル推進協力店の認定	資源物の回収拠点となることやレジ袋の削減など、ごみの減量化に積極的に取り組む小売店をリサイクル推進協力店に認定し、広報することで、市民によるリサイクルやごみの減量化を推進する。	ごみ対策課							→	
(5)	廃棄物処理対策事業	(7) 市民からの不法投棄等の情報収集	日常生活の中で、発見した不法投棄・野焼き等を市に通報するボランティア監視員を公募・登録し、監視活動の強化と不法投棄等の抑止強化を図ると共に、市民の意識向上も図る。	ごみ対策課							→	

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
(6)	敷川内環境整備事業	(7)敷川内環境保全用地の除草業務	市が管理している敷川内環境保全用地（不法投棄現場）の除草作業を地元町内会に委託することにより、地域と協働で周辺環境の保全を図る。	ごみ対策課						→
(7)	分別収集事業	(7)分別品目の統一・拡大を図る	資源の日の排出品目に不均衡が生じているため、全市域において統一した分別収集を実施するとともに、プラスチック製の製品などを新たに分別品目に加えることで、住民サービスの公平性の確保と燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。	ごみ対策課						→
		(4)分別指導員講習会の実施	分別指導マニュアルを作成するとともに、資源の日の分別指導員を対象とした講習会を実施し、指導員全員が同じ認識の下に市民に分別指導ができるよう、知識と意識の向上を図る。	ごみ対策課						→
(8)	ごみ収集管理事業	(7)ごみ出し及び分別ルールの啓発	市民向けのごみ出しルールブックを作成、全世帯に配布し、燃えるごみの出し方、分別のルールの周知徹底を図り、燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。 また、市政協力員等（町内役員）の勉強会を開催し、住民意識と整合性を持った町内会運営が行なわれるよう知識と意識の向上を図る。	ごみ対策課						→
(9)	資源物集積所巡回指導事業	(7)市職員による資源物集積所巡回指導の実施	市職員全員を対象とした、燃えるごみの減量及びリサイクルに関する講習会を実施し、その後、市職員が居住する校区・町内会等での巡回指導を実施することで、市職員、町内会、住民が一丸となった、燃えるごみの減量とリサイクルの推進の意識高揚を図る。	ごみ対策課						→

### 3. 役割の明確化

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
1	★パートナーシップ協定の締結	(ア)パートナーシップ協定の履行確認	地域協議会と市は対等なパートナーとして締結したパートナーシップ協定について履行確認を適宜行う。	市民活動支援課						→
2	★協働によるまちづくりに関する条例の制定	(ア)機運を高める	条例制定の必要性・有効性について、啓発を行い、住民の機運を高める。	市民活動支援課	◎					→
		(イ)市民参加型の整備	条例の制定にあたっては、多くの住民に参画してもらいながら進める。	市民活動支援課	◎					→
		(ウ)条例の制定	住民参加や住民との協働の仕組みを整えるためのものとして、住民の自治に関する条例を制定する。	市民活動支援課	△	△	△	◎		

### 4. 情報の共有

1	★地域情報の提供	(ア)情報交換会の開催	各地域協議会の情報を発表し、お互いに共有することで、自治意識の向上につなげるとともに、各地域協議会間の連携強化や地域のまちづくりにつながるよう開催していく。	市民活動支援課						→
		(イ)地域協議会連絡会議(仮称)による情報共有化	地域協議会間の情報共有、連携促進を図るため、地域協議会の会長等による連絡会議を設置し、それぞれの地域が抱える共通課題の解決に向けての協議や先進的な取り組み事例等の情報共有を推進する。 また、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、市と地域協議会との情報の共有化を図る。	市民活動支援課	◎					→
2	★行政情報の提供	(ア)住民説明会の実施	後期計画の推進にあたり、適宜、住民説明会を実施し、地域住民に意見を求めながら推進する。	市民活動支援課						→
		(イ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に向いて説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課						→
		(ウ)まちづくり活動支援ガイドブック	市で行っている助成金や補助金、物品支給など各種団体への活動支援として提供している項目を一覧にまとめた情報ガイドブックを作成する。	市民活動支援課	△	◎				
		(エ)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課						→



## 5. 啓発の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
1	★広報活動の 充実	(7) 地域情報の発信	協議会だより等を通じ、地域に関する様々な情報の提供を行うことにより、地域への関心と参加意識の醸成を図る。	市民活動支援課						→
		(4) 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、FMやつしるの活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ・FMやつしるを通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課						→
		(ウ) SNSの活用	地域のまちづくり情報を積極的に公開し、参加の呼び掛けや自治意識の高揚を図ることができるよう環境の整備を行う。	市民活動支援課	○					→
		(エ) パブリシティの推進	新聞、テレビ、ラジオなど報道機関に情報を提供し、記事やニュースなどに取り上げられることによって、より効果的な広報を行う。	市民活動支援課	○					→
		(オ) 地域協議会ホームページ等の運用	地域で独自に作成した地域協議会専用のホームページ等については、市のホームページにリンク等ができるようにする。	市民活動支援課	○					→
2	★広聴活動の 充実	(7) 市民トークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課						→
3	★住民意識の 高揚	(7) 自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めるため、地域協議会主催の講演会等の開催やコミュニティセンターにおける市民協働関連資料の配置や協議会だより等、広報活動の充実を行うなど自治意識の向上を図れるよう支援を行う。	市民活動支援課 該当課	◎					→
		(4) 伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子ども達に継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図れるよう支援を行う。	市民活動支援課 文化まちづくり課						→
		(9) 住民が参加しやすい環境の整備	多くの地域住民がまちづくりに携われるように意見を吸い上げる仕組みを地域協議会にて考えていく。	市民活動支援課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
4	★自治会との連携協力	(ア)自治会長の負担軽減	自治会長が担っている業務が分担できるように地域住民に啓発を図る。	該当課	○				→
		(イ)自治会加入促進	地域協働の重要な担い手である自治会の構成員を増加させる取り組みを行うため、未加入世帯への啓発を図る。	市民活動支援課	△	△	○		→
		(ロ)ガイドブックの作成	自治会役員になった方が、円滑に自治会運営を行えるように、自治会活動についての基本的な知識や男女共同参画の視点にたった事例等を紹介する手引書を作成する。	市民活動支援課	△	○			→
		(ハ)自治会連合会等の設置支援	市からの情報や協力依頼等は、地域協議会を通じ、確実に自治会へ行き渡るよう、各地域協議会内に自治会連絡会議等の連絡調整機能強化が図られるよう設置に関して支援を行う。	市民活動支援課	△	△	○		→
		(ニ)小規模自治会への支援	小規模な自治会が持つ課題・問題等の解決に対する支援を行う。	市民活動支援課	△				→
		(ホ)地域とマンション(集合住宅)との共生	地域とマンションが抱える問題は多岐にわたっていることから、双方の理解や取り組みにより解消されるような提案を検討する。	市民活動支援課	○				→
		(ヘ)地域要望制度の活用促進	地域が抱える課題・問題に対して、まずは解決する手立てを考え、その中から、あれもこれもではなく、絞ったものに優先順位を付けて行政に要望するなど、効果・効率的な仕組みを構築していく。	市民活動支援課					→

## 6. 組織の確立

1	★コミュニティ領域の設定	(ア)コミュニティ間の調整	地域協議会が活動する上で、現在の範囲が適当かどうか地域の見つけなおしを促す。	市民活動支援課 支所総務振興課					→
		(イ)地域協議会連絡会議(仮称)による情報共有化	地域協議会間の情報共有、連携促進を図るため、地域協議会の会長等による連合会を設置し、それぞれの地域が抱える共通課題の解決に向けての協議や先進的な取り組み事例等の情報共有を推進する。 また、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、市と地域協議会との情報の共有化を図る。	市民活動支援課	◎				→
2	★人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成	地域協議会の構成団体や部会などの様々な活動を通して人的ネットワークの構築を推進し、地域に埋もれている人材の発掘や後継者の育成を図る。また、市と協働で担い手育成研修会等を開催するなど連携強化に努める。	該当課	○	◎			→
		(イ)協働に関する研修会等の実施	地域の住民自治の推進に向けて、そのリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自立性を高め、事業の活性化を図るための研修会等の充実を図る。	市民活動支援課					→
		(ロ)女性及びシニア世代の経験や能力の活用	女性及びシニア世代の経験や能力を地域活動、市民活動に活かしてもらうよう参加機会を増やすような仕組みを構築する。	市民活動支援課	○				→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
3	★関係機関との連携	(7) 既存組織の有効活用	地域に存在する公益活動団体を地域協議会に参画してもらい、協力して事業実施できるよう促す。	市民活動支援課	○				→
		(i) 企業との連携強化	協働の担い手として期待される企業や事業所等と地域協議会のニーズをマッチングさせ、相互にメリットのある活動が生まれるような仕組みを構築し、市民と企業との協働を推進する。	市民活動支援課 商工振興課	○				→
		(9) 行政機関への手続き支援	慣れない国県等補助金の申請手続きや税務署等の行政機関への各種手続きについては側面的な支援を行う。	市民活動支援課	◎				→
4	★行政組織の確立	(7) 専門部署の機能充実	市役所本庁にコミュニティ総合窓口(市民活動支援課)をおき、各地域協議会のコミュニティ活動が活発になるように、行政内部の各課と連携を図り、情報提供を行う。	市民活動支援課					→
		(i) 拠点型まちづくりセンターの位置付け	さまざまな分野で活動している市民活動団体、各種団体、地域協議会、企業等をはじめ、自らがまちづくりを行うために利用できる拠点施設の位置付けを検討する。	市民活動支援課	△				→
		(9) 拠点型まちづくりセンターの促進機能	市民活動団体、地域協議会等の活動情報を収集・提供していくとともに、住民自治や生涯学習、市民活動に関する相談、人材育成、研修等ができるよう検討する。	市民活動支援課	△				→
		(c) 地域支援職員(地域アドバイザー)の配置	地域協議会を側面から支援し地域の自主性・自律性を図るため、各地域協議会に担当職員として、地域アドバイザーを配置する。コミュニティセンター指定管理者制度導入、または後期計画期間後は、段階的にいくつかの地域を担当する地区担当職員制度へ移行を図る。	人事課 市民活動支援課	○	◎			→
		(g) 職員へ地域情報提供	各地域協議会のイベント情報などを職員へ情報提供し、イベントへの参加を促す。	市民活動支援課					→
		(h) 職員研修の充実	より住民に近い視点で行政運営ができるよう、関係部署との連携を図りながら研修内容を検討し、「地域住民と協働」ができる職員の育成を図る。	人事課 市民活動支援課					→
		(k) 職員の意識改革	市民参画、市民協働に関する職員研修会を実施する。また、職員も地域住民の一員として、地域のまちづくりに率先して参加するよう働きかける。	人事課 市民活動支援課	◎				→
		(9) 職員の市民活動参画推進と職員の経験・能力の活用	職員の市民活動参画を促進するとともに、その活動で職員の保有する経験や能力を活用できるように、より参画しやすい環境の整備を図る。	人事課	○				→
		(9) 協働に関する推進体制の機能充実	市役所各部署の市民協働を全庁的に推進する必要があるため、住民自治推進庁内検討会議にて連絡調整を行いながら検討を進める。	市民活動支援課	◎				→
		(c) 地域内分権の推進	地域の独自性が最大限発揮できるよう地域内分権を推進し、地域で決めた事例は地域が責任を持ち、住民に身近なところで課題解決ができるような仕組みを構築するように支援する。	市民活動支援課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
5	★市政協力員との関係	(f)市政協力員制度の見直し	住民自治によるまちづくりを今後さらに推進し、地域協議会を中心としたまちづくりを行うため、市長が個人へ委嘱する関係を改め、地域と行政は上下関係のない対等なパートナー関係を構築していくため、計画期間内において、市政協力員制度の見直しを行う。	市民活動支援課	◎					→
		(g)市から市政協力員への提案・依頼のあり方	市が市政協力員へお願いしている業務(協力、連絡、提案)の見直しを徹底的に行い、業務の軽減を図る。 なお、見直しの結果、地域で行った方が効果・効率的な業務については、地域協議会へ委託できないか併せて検討する。	市民活動支援課	△	○				→
		(h)地域協議会との連携	市政協力員の役割の一部を地域協議会へ移行させる場合は、無償での協力依頼とならないよう、市と地域との連絡事務に係る経費は、一括交付金として地域協議会に交付する。	市民活動支援課	△	○				→
		(e)地域協議会と行政の合意形成のあり方	市が一方的に地域協議会へ協力依頼するのではなく、地域協議会を起点に自治会の意向や地域の実情を踏まえつつ、特段の配慮を行う。	市民活動支援課	○					→

## 7. 施設の運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
1	★活動拠点施設の機能充実	(7)コミュニティセンターへ移行	<p>地域協議会が主体となって、地域福祉の向上を図っていくため、社会教育施設である公民館等施設から、様々な活動が可能なコミュニティセンターへ切り替え、地域活動の拠点として位置づける。</p> <p>(1)代陽公民館 (2)八千把公民館 (3)高田公民館 (4)太田郷公民館 (5)松高公民館 (6)宮地公民館 (7)金剛公民館 (8)郡築公民館 (9)二見公民館 (10)八代公民館 (11)植柳公民館 (12)麦島公民館 (13)南部市民センター (14)農村婦人の家 (15)龍峯農業研修所 (16)坂本公民館 (17)千丁公民館 (18)農事研修センター (19)東陽公民館 (20)泉第二小学校 (21)宮地東公民館</p>	<p>市民活動支援課 農業政策課 教育施設課 生涯学習課</p> <p>生涯学習課 生涯学習課</p>	△	◎			

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
1	★活動拠点施設の機能充実	(イ)コミュニティセンターの改修	コミュニティセンターは、地域の活動拠点施設であり、地域の拠り所でもある。特に災害時においては避難所となることから、適宜老朽化した施設の改修を図る。なお、土砂災害特別警戒地域に入っているコミュニティセンターについては、移転も含め検討する。 また、未整備地域については、早急にコミュニティセンターの設置を行う。	市民活動支援課	△	○				→
		(ウ)コミュニティセンター使用料	施設のコストに対し、使用料収入が少なく、適正な受益者負担であるか十分検討する必要がある。 施設使用料の検討にあたっては、施設を利用する者と利用しない者との立場を考慮した「負担の公平性」を図る。	市民活動支援課	△	◎				
2	★拠点施設活動内容	(ア)管理運営機能の強化	コミュニティセンターは地域住民のための施設であるという観点から、施設の管理運営は、地域住民が運営していく。施設管理の運営及び地域協議会の事務補助を行うため常勤スタッフを雇用する。	市民活動支援課	△	○	◎			
		(イ)指定管理者制度の導入	地域の権限・裁量権の拡大を図るとともに、コミュニティセンターの積極的な活用や地域の特性を活かした取り組みができるよう地域協議会と指定管理者制度を結ぶ	市民活動支援課	△	○	○	○	◎	
		(ウ)生涯学習の推進展開	「いつでも、どこでも、だれでも学べる」学習環境づくりを目指す。	生涯学習課						→
		(エ)収益事業の展開	地域協議会の自主財源の一つとして、コミュニティセンター内での収益事業の実施や地域協議会の所有備品等の有料貸出、展示会などコミュニティビジネスの推進を図る。	市民活動支援課	◎					→

## 8. 自主運営の促進

1	★住民主体のまちづくり強化	(ア)事務運営マニュアルの整備	地域協議会を継続して活性化させていくために、事務手順や男女共同参画の視点にたった運営マニュアルの内容を整備する。 ・会計処理マニュアル ・広報啓発マニュアル ・施設管理マニュアルなど	市民活動支援課	○	◎				
		(イ)地域リーダー養成研修会の実施	事務局運営に必要な会計処理や広報活動などのノウハウを養ってもらうために、各種研修会を実施する。	市民活動支援課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H27	H28	H29	H30	H31
2	★まちづくり 計画の策定	(7)地域住民による 計画づくり	地域のまちづくりについて、住民が 主体となって、計画の策定を推進す る。	市民活動支援 課	△	○	○	○	◎
		(i)目標設定による 進行管理	まちづくり計画策定後、当該計画に 沿った地域活動の実施を支援する。	市民活動支援 課	△	△	○	○	◎
		(j)まちづくり計画 策定支援	地域協議会が主体となってまちづく り計画を策定する際、必要な経費を 助成したり、担当職員を配置するな ど側面から支援を行う。	市民活動支援 課	○	○	○	○	◎
3	★市民活動保 険制度	(7)全国市長会市民 総合賠償補償保険 の周知	市が加入している全国市長会市民総合 賠償補償保険を市民に広く周知する。	市民活動支援 課 財政課	○	◎	→		
		(i)公益活動に対す る保険制度の検討	公益活動中の万が一の事故に備えるた め、保険制度の創設を検討し、安心して 公益活動に参加できる環境づくりを行 う。	市民活動支援 課	△	→			
4	★コミュニ ティビジネス の促進	(7)啓発活動	地域活動をビジネスとして考える機 会をつくり出すため、各種啓発活動 を行う。	市民活動支援 課	→				
		(i)地域ニーズの掘 り起こし	地域ニーズの掘り起こしを住民と協 働で行い、各種情報を地域協議会へ 効果的に提供をする。	市民活動支援 課	→				
		(j)ビジネスモデル検討 委員会設置の検討	地域課題、住民ニーズをビジネスの手法 (受益者負担、一定のコスト負担)を用い て解決するために、行政、協議会、専門 家、実践者等で構成する「ビジネスモデ ル検討委員会(仮称)」を設置し、取り組 み可能なビジネスモデルを選定し、提示 する。	市民活動支援 課	△	△	○	→	

## 9. 権限、財源の移譲

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H27	H28	H29	H30	H31	
1	★住民自治活動支援制度 (補助金一本化)	(7)八代市地域協議会活動交付金	地域住民の自己決定・自己責任での補助活動が行えるよう、事務事業の見直し等を行いながら、一括交付金の拡充を図る。	市民活動支援課	○					→
2	★組織運営における支援制度	(7)新たな支援制度の創設	地域の元気を創出し、地域協議会のやる気の応援と、独自の発想、地域の特性に応じたまちづくりが実施できるよう、「コミュニティ活動活性化補助金」を創設する。 併せて、継続的な支援ができるよう基金などの創設を検討する。	市民活動支援課						→
		(4)地域協議会連携活動への支援制度の創設	それぞれの地域の範囲を超えた取り組みに対する支援を行う制度をつくり、地域力の底上げにつなげるとともに、コミュニティ領域の見直しを推進する。	市民活動支援課	◎					→
		(9)がまだしもん応援事業	地域課題について市民活動団体から豊かな発想を活かした事業提案を募り、行政と役割分担しながら課題解決のための事業を実施する。	市民活動支援課						→
		(5)国・県等補助事業の活用促進	地域協議会が自主的・主体的な活動を行う財源として、国県補助金事業のほか、宝くじ助成金等を積極的に活用する。	市民活動支援課						→
		(4)物的支援	地域協議会の自主的・主体的な活動を支援し、行政と協働によるまちづくりを推進していくため、市が所有する車両、備品等の貸し出しを行う。また現在、各地域協議会が所有している備品等について、貸出し一覧(有償等)を作成するなど連携強化に努める。	市民活動支援課	△	○				→
		(7)行政提案型協働事業の創出	各課が抱えている課題解決にあたり、市民活動団体等と行政との協働により、効果・効率的な解決が期待できる事業について広く市民へ提案を行い、市民のアイデアやノウハウを募り、協力して解決していくことのできるような仕組みを構築する。	該当課	△	○				→





---

「住民自治によるまちづくり行動計画」  
加たって、語って協働によるまちづくり

---

平成27年 3月

発行／八代市

〒866-8601 八代市松江城町1-25

電話 0965-33-4482

編集／八代市市民協働部市民活動支援課

---